

第百五十五回
参議院外交防衛委員会會議録第五号

平成十四年十一月二十一日(木曜日)

午後一時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 松村 龍二君
理事 山下 善彦君
山本 一太君
広中和歌子君
高野 博郎君
小泉 親司君

委員

河本 英典君
桜井 新君
月原 茂昭君
日出 英輔君
舩添 要一君
矢野 哲朗君
海野 徹君
佐藤 道夫君
齋藤 勁君
榎葉賀津也君
遠山 清彦君
吉岡 吉典君
田村 秀昭君
大田 昌秀君

國務大臣

外務大臣 川口 順子君
(内閣官房長官) 福田 康夫君
國務大臣 石破 茂君
(防衛庁長官) 副大臣 防衛庁副長官 赤城 徳彦君
外務副大臣 矢野 哲朗君

大臣政務官

外務大臣政務官 日出 英輔君

事務局側

常任委員会専門員 田中 信明君

政府参考人

防衛庁防衛参事 大井 篤君
防衛庁防衛局長 守屋 武昌君
防衛庁運用局長 西川 徹矢君
防衛庁人事教育局長 宇田川新一君
防衛施設庁施設部長 大古 和雄君
防衛施設庁建設部長 生澤 守君
外務省北米局長 海老原 紳君
外務省中東アフリカ局長 安藤 裕康君

本日の会議に付した案件

○独立行政法人国際協力機構法案(内閣提出、衆議院送付)

○独立行政法人国際交流基金法案(内閣提出、衆議院送付)

○政府参考人の出席要求に関する件

○外交、防衛等に関する調査
(テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更に関する件)

○委員長(松村龍二君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

独立行政法人国際協力機構法案及び独立行政法人国際交流基金法案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。川口外務大臣。

○國務大臣(川口順子君) ただいま議題となりました独立行政法人国際協力機構法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今般の特殊法人等改革において、国際協力事業団の事業及び組織の形態の見直しが求められてきたところでありますが、開発途上地域等の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資するための必要な事業等は引き続き実施していくことが重要であります。

本法律案は、国際協力事業団を解散するとともに国際協力事業団法を廃止し、その事業について徹底した見直しを行った上で残る事業を担わせるため、独立行政法人国際協力機構を設立することとし、そのために必要な規定を整備するものであります。

次に、本法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人国際協力機構は、開発途上地域に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行うことといたします。

第二に、本機構は平成十五年十月一日に設立することといたします。

続いて、独立行政法人国際交流基金法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

今般の特殊法人等改革において、国際交流基金の事業及び組織形態の見直しが求められてきたところでありますが、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他

の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与するための必要な事業等は、引き続き実施していくことが重要であります。

本法律案は、国際交流基金を解散し、その業務並びに権利及び義務を承継する独立行政法人国際交流基金を設立するため、必要な規定を整備するものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人国際交流基金は、国際文化交流のための人物の派遣及び招聘、海外における日本研究に対する援助等及び日本語の普及、国際文化交流を目的とする催しの実施等、日本文化を海外に紹介するための資料その他国際文化交流に必要な資料の作成等の業務を行うことといたします。

第二に、本基金は平成十五年十月一日に設立することといたします。

以上が独立行政法人国際協力機構法案及び独立行政法人国際交流基金法案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(松村龍二君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(松村龍二君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

外交、防衛等に関する調査のため、本日の委員会に防衛庁防衛参事官大井篤君、防衛庁防衛局長守屋武昌君、防衛庁運用局長西川徹矢君、防衛庁人事教育局長宇田川新一君、防衛施設庁施設部長大古和雄君、防衛施設庁建設部長生澤守君、外務

省北米局長海老原紳君及び外務省中東アフリカ局長安藤裕康君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(松村龍二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(松村龍二君) 外交、防衛等に関する調査のうち、テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更に関する件を議題といたします。

まず、本件について政府から報告を聴取いたします。石破防衛庁長官。

○国務大臣(石破茂君) テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について御報告申し上げます。

テロ対策特措法に基づく基本計画において、協力支援活動等を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の派遣期間を六か月延長し来年五月十九日までとするともに、アフガニスタンで米軍が使用する飛行場施設を維持するための建設用重機等を輸送するために必要となる変更を行うことが、今月十八日の安全保障会議を経た後、翌十九日、閣議で決定されました。

なお、同日、併せて、防衛庁長官が定めている実施要項についても総理の承認を得て、基本計画に沿った所要の変更がなされました。

次に、今回の基本計画の変更に係る背景について御説明申し上げます。

まず、現地情勢についてであります。アフガニスタンにおきましては、国土の大半を支配し抑圧的な体制により国民の人権を侵害していたタリバンとその庇護を受ける国際テロ組織アルカイダに対して、昨年十月に米軍等による空爆が開始され、十一月に北部同盟がカブールを制圧し、十二月にタリバンがカンダハルを退去いたしました。それ以来、アルカイダとタリバンは、パキスタンとの国境近辺に広がる辺境地帯等に逃走、潜伏し、また、陸路又は海路を経て脱出し、

世界各地において更なるテロを引き起こす可能性が指摘されてきたところであります。実際、本年十月のイエメン沖のフランスのタンカー爆破事案や、インドネシア・バリ島における連続爆破テロなどを始め、アルカイダとの関係が疑われるテロ事案も生じております。

こうした中、米軍等は、アフガニスタン国内において、昨年十二月以来、アルカイダやタリバンが逃走、潜伏していると言われるパキスタンの辺境地帯と接するアフガニスタン東部山岳地帯を中心に、アルカイダ、タリバンのメンバーの追跡、掃討、施設捜索による武器弾薬の押収、破壊、アルカイダ、タリバンのメンバーの拘束、尋問による更なるテロの阻止等のための情報収集等を実施し、アフガニスタン国内のテロ組織を追い詰め、破壊するとともに、国内への将来のテロ活動の再流入を阻止するための活動等を継続していると承知いたしております。

さらに、海上においては、アラビア海等において、アフガニスタンにおける地上作戦を支援しておりますほか、アルカイダ、タリバンの残党の海路を終った逃走等を阻止し、他国がテロリストの拠点となったり、再びテロが発生することを阻止するための活動、すなわち、国際テロの脅威が拡散することを防ぐための活動を継続的に実施していると承知いたしております。

また、今月十二日に開催された日米間の調整委員会における米国の説明によれば、アフガニスタン国内では、十六か国が様々な形で地上作戦に参加し、二十一か国が約五千人の兵員を軍事支援のために展開しており、合計六万人の兵員が不朽の自由作戦や国際治安支援部隊に参加している、また、海上での活動には、米国から十六隻、また十一か国から二十六隻の艦艇が参加しているところであり、これまでに各国との連帯により、アルカイダ幹部二十八人のうち十二人の捕提又は死亡確認がなされているが、テロリスト幹部の残党が海路により逃亡し、更なるテロを企図する蓋然性が高まっており、アルカイダやタリバンに対

する継続的な作戦を引き続き維持する必要がある、これを支援するため、アラビア海における各国の活動も、予見し得る将来にわたり継続が見込まれ、テロとの戦いは終わりよりもむしろ始まりに近い時期にある、あわせて、今後アフガニスタンでの米軍等の活動が長期化するのに備えて、アフガニスタンにおいて米軍が使用する飛行場施設を維持するための建設用重機等をアフガニスタンへの中継地点となるインド洋沿岸の港まで海上輸送するニーズが見込まれるところである、このこととあります。

政府としては、このような状況にかんがみ、残存するアルカイダ等によってもたらされている国際テロの脅威は今も除去されていないことから、国際テロ根絶のための国際社会の取組に引き続き寄与すべきとの考えの下、これまで実施してきた協力支援活動について、部隊の派遣期間の期限が切れる十一月二十日以降も継続するとともに、米側からニーズとして示された建設用重機等の海上輸送については、海上自衛隊の輸送艦及び護衛艦によつて実施することが適当であると判断し、その回数を一回とすることとして、基本計画において所要の変更を行ったところであります。

次に、これまでに実施したテロ対策特措法に基づく自衛隊の協力支援活動の実績について申し上げます。

まず、海上自衛隊については、現在、補給艦「とわだ」及び護衛艦「ひえい」、「さみだれ」の三隻がインド洋北部において活動中であり、これらの艦艇を含め派遣された艦艇はこれまでに延べ七十七隻に上ります。また、現在、補給艦「はまな」及び護衛艦「ゆうだち」が交代のため帰途にありま

す。これらの艦艇により、昨年十二月二日以降、今月十八日までの間に、米軍の補給艦、駆逐艦等に対し艦船用燃料百三十一回、英軍の補給艦等に対し九回の合計百四十回、約二十三万四千キロリットルの艦船用燃料を提供し、その総額は約八十六億円となっております。

ここで、現場海域での補給活動について御説明申し上げます。洋上における給油は、補給艦の真横三十メートルから五十メートルの距離を同じ速力で航行する受給艦にホースを渡して、数時間、最長約六時間にわたり併走しながら燃料を受け渡す作業であります。この間、補給艦は原則として直進せざるを得ず、不測の事態が生じた場合に緊急の回避行動が取れない等対応能力が大きく制限される状態に置かれることとなります。加えて、気象状況は、最高気温四十七・一度という外気温度、甲板上は約七十度以上にもなることもあり、また、砂じんが舞う中での作業を強いられることもあり、砂じんが舞う中での作業を強いられることもあり、砂じんが舞う中での作業を強いられることもあり、砂じんが舞う中での作業を強いられること

もあります。さらに、給油を実施している海域は、毎日、多数の航空機や船舶が航行しており、そのうち、一日当たり、百五十機余りの航空機及び三十から五十隻の船舶については、直ちにその国籍を確認できない状況下にあります。このため、作業を行う隊員は、常時、不測の事態に対応できる態勢を維持しなければならず、極度の緊張を強いられております。

このような過酷な状況の中で、海上自衛隊の隊員は、一年間、整々と任務を遂行しておりますが、今般の期間延長を踏まえ、補給作業を実施する上で、いかに安全を確保していくか、また、いかに無理なく派遣を継続するかが今後の課題であると認識いたしております。

また、航空自衛隊については、C-130H型輸送機等により、昨年十一月二十九日以降今月十八日までの間に、計百十二回の国内及び国外輸送を行っております。

なお、このような自衛隊の活動については、政府広報、防衛庁ホームページ等を通じて広く国民にお知らせしているところであります。

現在までの一年間にわたる、このような自衛隊の活動については、九月二十日に公表された米国国家安全保障戦略においては、日本は、同時多発テロ後数週間以内で、前例のないレベルでの後方支援を実施した、また、二月に来日したブッシュ米大統領が国会での演説の中で、日米両国はテロリスト組織を採し出し、粉砕すべく努力している、

日本の自衛隊は後方支援という重要な役割を担っていることと認識が示されていることを始めとして日米間の累次の会談等の場で感謝の意が示されておるほか、各国から評価を受けるなど、国際社会から幅広い評価を得ております。これから見ると、我が国によるテロ対策特措法に基づく努力は、国際的なテロリズムの防止や根絶のための国際社会の取組に積極的、主体的に寄与するとの意義を有することはもちろん、日米同盟を緊密かつ実効性のあるものとする上でも極めて重要な意義を有するものと考えております。

最後に、防衛庁としては、テロ対策特措法に基づく基本計画が今般変更されたことを受け、引き続き、協力支援活動を実施することにより、さらに一層、国際テロ根絶のための国際社会の一員としての責任を果たし得るよう、また、国民の御期待にもこたえることができるよう、全力を尽くしてまいりたいと考えておりますので、本委員会各位におかれましては御理解、御協力をお願い申し上げます。

○委員長(松村龍二君) 以上で報告の聴取は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○山下善彦君 ただいま防衛庁長官から、政府報告という形でテロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について御説明をいただきましたが、この中で数点質問をさせていただきます。

三ページに記述されておりますが、今月の十二日に開催された日米間の調整委員会での米国の説明というものがそこに載っているわけですが、アルカイダやタリバンに対しての作戦を引き続き維持する必要があるということ、また、テロとの戦いは終わりのないというよりもむしろこれから始まりであるということですね。併せて、アフガニスタンにおいて現在米国が使っている飛行場施設を維持するために、建設用重機などをアフガニスタンへの中継地点となるインド洋沿岸の港まで海上輸送するニーズが今回は見込まれるということ、

上輸送するニーズが今回は見込まれるということ報告を受けましたが、今回政府は、こうした米国の説明も踏まえながら、いかなる判断をして派遣期間の延長を判断をされ、また建設重機などの海上輸送を決定されたのか、まず官房長官に伺いたいと思います。

○国務大臣(福田康夫君) 昨年九月十一日の米国におけるテロ攻撃によってもたらされている脅威の除去のための諸外国の活動は、依然として継続しております。我が国といたしましても、引き続きこのような国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与していくことが必要であると考えておりまして、今般、自衛隊の部隊等の派遣期間を延長することといたしました。

また、輸送艦を追加いたしましたのは、今後アフガニスタンでの米軍等の活動が長期化するのに備えまして、アフガニスタンにおいて米軍が使用する飛行場施設の維持に資するための建設用重機等をインド洋沿岸の港まで海上輸送するニーズが見込まれるということから、当該海上輸送、海上自衛隊の輸送艦及び護衛艦によって実施することが適当であると、こういう判断をした結果でございます。

○山下善彦君 次に、この派遣期間の延長につきまして、御報告にもありましたとおり、我が国が提供している艦船用の燃料であります。これが最近イラク攻撃の問題がマスコミ等にも報じられているんですが、こういうイラク攻撃に使用されるのではないかとという危惧もある一部では出ておるわけですが、この点についていかにお考えなされておるか、伺いたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) そのような御懸念が一部で行われていることは承知をいたしておりますが、米軍とそのようなことがないようにきちんとした取決めを交わしておる次第でございます。したがって、そのような御懸念ということが行われることはない、そしてまた、そういうことがないように私どもとしても米軍とよく連絡を取っていく、そういうことだろうと思っております。

ます。

○山下善彦君 その辺は、とかくマスコミの論調がそういう方向に行きますので、是非当局としてもしっかりとした説明をしていただきたいと、これだけお願いいたしておきます。

次に、時間がありませんが、国会承認について質問をさせていただきます。

今回の基本計画の変更につきましては、半年間の延長のほかに、新たに協力支援活動として建設重機などの海上輸送というのが追加をされておるわけですが、政府は、今回の基本計画の変更ではテロ対策特措法第五条の国会承認はないとして、同法第十一条の国会報告のみを行ったわけであるわけですが、派遣部隊によるオペレーションの柔軟性を奪うような承認の仕方は余り好ましくないかと私は考えますが、現場での活動を適切に行うために、ある程度派遣部隊の裁量というか、裁量に任せるような承認が必要であると考えておりますが、この点について官房長官どのようにお考えか伺いたいと思います。

また、併せて、どのような場合に国会承認が必要となるのか、併せて伺いたいと思います。

○国務大臣(福田康夫君) 今回の基本計画の変更は、派遣期間の延長と輸送艦の派遣に伴う部隊の規模、構成、装備の追加などを内容とするものでございます。

変更後の基本計画に基づく自衛隊の活動は、既に国会承認を得た活動と派遣先国の範囲内であるということから、自衛隊の活動の実施について改めて国会承認を求める必要はないと、こういうふうに考えているのでありますけれども、弾力性を持って活動できるように、こういう御意見でございましたけれども、これについては、政府としては、今回、基本計画の変更において、先ほど申しました内容について、これでこの六か月間に対応できると、こういうふうに考えているものですから、この基本計画の今回お出しした変更で十分であると、このように考えておるところでございます。

○山下善彦君 次に、防衛庁長官に端的に伺いたいと思います。イージス艦の問題であります。今回のこの基本計画の変更にあたってはイージス艦の派遣を見送ると、こういうことになっておりますが、今後いろいろの展開の中でこのイージス艦を派遣することを考える必要があるか、その辺について長官に伺いたいと思います。

また、その際、やはりこのイージス艦を導入した一つの根拠があるわけでありすけれども、そのイージス艦を派遣した場合のメリット、それをどのようにとらえておられるか、併せて伺いたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) イージス艦を派遣するかどうかということは、官房長官もお答えになつておられるとおり、また私も答えておりますとおり、必要であれば出すし、必要がなければ出さないということ、今後状況の推移を見ながら判断をしていくということであろうというふうに思っております。

それは、結局何が判断基準になるかと申しますと、委員からお尋ねがありましたように、イージス艦というのは一体どういう船でどういう能力を持つておるのかということだろうと思っております。

午前中、衆議院の方でもお答えをしたことですが、名は体を表すと申しまして、イージスって何ですかといえ、それはギリシャ神話の中に出てくる全能の神であるゼウスが、その娘に、アテナに盾を渡したと。それは盾なんですね、矛じゃないんですよ。あらゆる邪悪を取り払うんだという意味での盾を渡した。それをイージスというふうに名付けた、そしてイージス艦と言っておるわけですね。

つまり、例えば防空能力、空の目標に対しての識別能力が優れているという点、そして、対水上の能力についてはどうかといえ、遠くまで見えるわけではありませんが、その船がどういう船であるのかということ、識別し追尾する能力というのが格段に優れておる、それが従来の船と違うところだと理解をいたしております。

また、リンクについていろいろ言われていますが、リンク16というのをイービス艦は搭載をいたしてあります。旧来の護衛艦はリンク11というのを搭載をしております。じゃそこになにか質的な差異があるかといえは、そういうわけではないというふうに思います。加えて、イービス艦はDDHとも同様でございますが、司令部機能というものを有しております。つまり、単艦で動くわけではございませんので、何隻かで行動するわけでありまして、そうしますと、指令・指揮・通信機能ということをしておられるということも特徴であらうかと思っております。

先ほどの御説明で申し上げましたように、非常に長時間、六時間という補給時間である、そしてそれが直進をしなければいけない。スピードが違ってもいけないし方向が違ってもいけない。外気温は四十度以上で甲板は七十度以上である。そういう中で、いつだれが襲ってくるか分からないという緊張の中で隊員たちが作業をしておられるということでありまして。当然、憲法の範囲内で、法の趣旨の、法の目的の達成に向かって一生懸命努力をしておられることでもあります。

そのときに、どのような目標が来るのか、それは敵なのか、そうではないのかという判断をする能力に優れておられるということ、指揮・通信能力を有しておられるということ、そういうことから考えて、イービスの持っているような能力というものを活用する必要がある、それはそのように判断をするということであらうと思います。

要はどうやってその隊員の安全を確保し、我々が国際社会の一員として責任を果たすということが安全に行われるかという点において判断をせられるべきものと、このように考えております。

○山下善彦君 ありがとうございます。時間が来ましたので、質問を終わらせていただきます。

○齋藤勤君 民主党・新緑風会の齋藤勤でございます。

質問通告前に一点、外務大臣に特にお伺いしたいんですが、ハウスが違いますが、衆議院の

外務委員会で与野党理事会で合意して、通称青山健康さん、参考人招致、与党側はいったん招致に同意したと。こちらでいえば参議院、松村委員長のところと与野党理事さんが参考人、与野党合意をしたと。ところが一転、突然これは駄目だということとで与党側の方から改めて提起があつて、最終的にはこのことは実現をしていないんですが、このことで様々な憶測、報道もそうなんですが、この元北朝鮮工作員、通称名青山さん、これはいわゆる参考人に衆議院外務委員会へ出ていったら困るんだということ、外務省からそういつた、いわゆるここで言うと、背後に外務省とか、直前に反対に転じたのは背後に外務省の影もちらつくとか、外務省は過ちの主張を否定している、同氏がこうした話が国会という公の場で取り上げられるような事態を何としても避けたいかたつたのではないかと憶測が流れているという、同省、外務省、外務省と出てくるんです。外務省として、こういうようなことがあつたのか、働き掛けがあつたのかどうか。いかがですか。

○国務大臣(川口順子君) このことについての新聞報道は私も読ませていただきましたけれども、国会の委員会であつた参考人として招致をするかということについては、これは正に委員会でお決めになられることだと私は承知をいたしております。

○齋藤勤君 大臣の今の答弁は、ここに報じられているような、外務省として、衆議院の外務委員会に参考人招致と決まった以降、何ら働き掛けは一切していないという答弁ですね。

○国務大臣(川口順子君) 外務省の中に、例えばそういうことについていろいろな意見はあり得るだろうというふうに思いますけれども、これは委員会がお決めになられる、またなられたことだと承知をいたしております。

○齋藤勤君 いや、それは委員会が委員会なんです、委員会が決めただけですよ。決めて嫌だと言うから最終的には実現しなかったわけですが、外務省として、青山さんが参考人招致として出られた

ら困るということについて与党側に働き掛けをしなかつたんですか、そういう事実はなかつたんですかというふうに。

○国務大臣(川口順子君) 先ほども申しましたように、外務省として、例えば委員会が御決定をなさることについて、もちろん様々な感想は持つわけでございますけれども、これは本当にそういう意味で委員会がお決めになられたことであると、そういうことだと思ひます。

○齋藤勤君 いや、答えていないんですよ。関心は当然ありますよ。今、大変この拉致問題、そしていわゆる正常化交渉、様々な核開発の問題、も大変な問題ですけれども、これ、いかなる情報、我々は様々な情報を議会の中で共有しながらどういうふうに関外交渉政策を取っていくかということが国会として当たり前の姿勢じゃないですか。

だから、大臣、一言で、外務省として、国会は国会で決めるんですけども、外務省として与党の理事、委員に困るということについて働き掛けはあつたのかどうか。

○国務大臣(川口順子君) 当然、外務省と国会の委員との間ではいろいろな話はさせていたいただくということはいつものベースで起つていて、思つています。ただ、このことについては、これは委員会でお決めになられること、またなられたことであると、そういうことだと思ひます。

○齋藤勤君 委員長、ちよつとこれ答えていないんですよ。答えていないんですよ。もう端的なことを言っている、聞いているだけで、あつたのかどうかだけ、これまとめていただいて。大臣だから、副大臣がお答えになつていらっしゃる大臣と異なるんだけれども、最高責任者の大臣がおつちやつていられるので、多分皆さんお聞きになつていて、大臣私の質問に答えていないということばかりしていると思ひます。

ちよつと質問続行できませんので、中断してくだい。

○委員長(松村龍二君) 齋藤委員の御質問は、今申し上げましたとおり、委員会に外務省が働き掛

けたか掛けなかつたかという答弁を求めておられることに端的にお答えいただきたいと思ひます。川口外務大臣。

○国務大臣(川口順子君) 外務省はそういう働き掛けをしていないと私は思ひます。

○齋藤勤君 今ここで私自身、外務省の何々局の何々さんが自民党さんの何々さんに働き掛けたというところのお名前とか何かという事実は持つておりません。しかし、この周辺の、周囲の様々な状況を見る限り、もう多分にあると。

それから、今回実現できずに、昨日我が党独自にヒアリングもさせていただきましたが、極めて、この間の正常化交渉前後、そして今の北朝鮮の内閣の問題で極めて私は重大な問題というのがあるということについては是非、外務省、外務大臣、これは衆議院外務委員会は外務委員会の話です、これは私も参議院の外交防衛委員会、今後の議論にかかわりますが、やはり明らかにするということについての姿勢を私は外務省として持つべきだと。こういう憶測が飛びようなやつぱり状況では困るということについて、こういう状況が呼ぶこと自体が外務省にとつて私は迷惑じゃないかというふうにも思ひますけれども、いかがですか。

○国務大臣(川口順子君) こういうこととおつちやいます。

○齋藤勤君 だから、外務省が与党側の理事さん、与党側の委員さんに働き掛けて青山さんと参考人招致を断念させる働き掛けをしたということは、それはそういうことをしていないと、していないと思ひますとおつちやいましたよ。しかし、こういうこと自体、私は、一紙、二紙、三紙じゃないですよ、テレビも新聞も報道も外務省から働き掛けがあつたんだということを、これは報じられていて、こと自体、報じられること自体がこれは不名誉なことですよ。

○国務大臣(川口順子君) これは委員の方もよく御存じでいらつしやるように、日本の報道あるいは新聞でいろいろなことをお書きになる、全部が全部正しいことだけではない、正しいことももち

ろん書いていらつしやいますけれども、というような状況であるということはよくお分かりでいらつしやると思ひます。

○齋藤勳君 テロ対策特措法に基づく基本計画の変更問題を議論するつもりでありましたので、これはまた別な機会にさせていただきますが、徹底的にやはり疑問に対して明らかにしていくという姿勢を、国会も追及をしなきゃなりませんし、政府としても当然そういう立場だろうと思ひますし、こういう憶測が飛ばないようなお互いやはり努力をすべきだということについて指摘をさせていただきます。

さて、テロ特措法ですけれども、十一月十九日に期限が切れることになっている。もう今年の五月に延長した時点で半年というのは分かっているわけですが、政府が期限切れ当日に閣議決定をするという、再延長をするということについては、ちよつとどういうスケジュールを進めてきたんだらうか、期限当日にこれは国会承認事項じゃないからということがあるのかも分りませんが、少なくとも、基本計画の変更は国会報告のみで国会の承認は必要としないというのが政府の態度だと思ひますが、テロ特措法制定をめぐる議論の中で、いわゆる戦時に米軍支援のために自衛隊を海外に派遣するという戦後初めての事態に対し、その行動について私も民主党は、国会の関与とりわけ事前承認について必要とすべきということを主張してまいりました。結果的にこういつたことについては実現できず、引き続き再延長になつていくわけですが。

まず一点目、官房長官にお尋ねいたしますが、国民の合意を得る上で、政府は情報公開と説明責任を今の経過の上に立つて十分に果たしているんだというふうに認識されているのかどうか、お尋ねいたします。

○国務大臣(福田康夫君) 委員のおっしゃるとおりでございます。できるだけ情報を公開するということだと思ひます。ただ、これ、ほかの国との作戦行動といひますか、共同行動ということでは

ございますので、これ、我が国のことといつて明らかにできない部分もあると、こういうことがあります。ですから、それにおのづから限度があるんだらうというふうに思ひます。しかし、できる限りの公開に努めるべきであるということではこれは申すまでもないことだと思ひております。

○齋藤勳君 今回の報告の概要を見ても、これはある意味では政府に聞くのはやはり分りませんが、改めて自衛隊の部隊等による活動を盛り込んだ基本計画については国会への事後承認で足りるというふうにも今も判断をしております。

○国務大臣(福田康夫君) この今回の基本計画の変更、これは派遣期間の延長と、それから輸送艦の派遣に伴う部隊の規模とか構成、装備の追加などを内容とするものでございます。

変更後の基本計画に基づく自衛隊の活動は、既に国会承認を得た活動と派遣先国の範囲内であるということから、自衛隊の活動の実施について改めて国会承認を求める必要はない、そのように考えておるところでございます。

○齋藤勳君 テロ特措法の議論の際にも度々、自衛隊法第七十六条の防衛出動との関係が議論されました。防衛出動について国会の事前承認が原則になつていると、事前承認が原則と。このこと、私も民主党は、少なくともこのテロ特措法でいえば当然自衛隊の出動に関しては事前承認を得るべきだという指摘をしましたけれども、改めて、今この時点に立つてこの自衛隊法との関係、政府としてどういう考えか、この防衛出動については事前承認が原則としていられる。改めて整理して、一年がたちましたけれども、答弁してください。

○国務大臣(石破茂君) 自衛隊法との関連でお尋ねでございますので、私の方からお答えをさせていただきます。

これは確かに今、委員御指摘のような議論、昨年さんざんいたしました。私も自由民主党の中でそういう議論をいたしました。結局、じゃ防衛出動と今回のテロ対策特措法に基づく出動というものを同様にとらえるかどうかということであつた

んだらうと思ひます。

防衛出動も原則事前承認でございますが、事後というものもあるわけでございます。そうしますと、テロ特措法に基づいて防衛出動と異なりますのは、当然のことではありますが、戦闘を行うわけではなく、いわゆる戦闘が行われることのない地域で後方支援活動を行うという行動の特性にかんがみて検討した場合に、やはり事後承認という形がむしろ望ましいのではないかと判断であつたのだらうと思ひます。これを防衛出動と同じような形で国会の関与の仕方ということがより望ましいという判断を政府としてその当時いたしましたわけでもございませんし、現状、今年間やってみて、その判断に現状におきましては変更はございません。

○齋藤勳君 官房長官、テロ特措法の議論のときに、国会のこうした議論、本会議とかいろんな委員会ですね、委員会でもこうした議論が、総理も度々言つていましたけれども、法律の制定のときにこういう議論をしているからこれで事前承認なんだと、分りやすく言うと、こういう答弁が官房長官もされたし総理もされていられるんですね、議事録を見ても。こういうことでの、いまだ認識ですか。

○国務大臣(福田康夫君) どういう意味ですか。

○齋藤勳君 いや、どういう意味で、そういうふうになつて言っているから。

○国務大臣(福田康夫君) 結局、このテロ特措法において基本計画の中で一体何をするかという、この措置の内容ですね、対応措置の内容、これはもう既に決まつているわけなんです。この措置の内容が変わるのであれば、これは基本計画の変更、その大きな変更と、こういうふうなことになるますけれども、その措置の内容についてはこれは変わっていないという条件の中で、規模とか装備の追加とか、そういうふうな変更を今回お願いをしているということでございます。

○齋藤勳君 また幾つかありますが、一点だけ私の基本的考え方を申し上げておきますが、一般的、抽象的な法律の制定のときに際しての国会の承認

です、一般的な。抽象的な法律を制定するときに際しての国会の承認と、政府による具体的な基本計画に基づいて今実行しているわけですが、この国会承認とは対象が明らかに違つていいますか。だから、私は一年たつてもこういうふうな報告しているんだから、あのときの答弁と全く変わっていないと思ひながらも、基本的に今の点、私どもの考え方だということで、申し上げさせていただきます。

さて、そこで、政府はこれまで繰り返して我が国として主体的に、主体的にということ、テロ撲滅に対する米軍の行動を支援する、こういうふうな言つてきています。情報収集も主体的に。我が国として、米英軍によるアフガニスタン空爆が開始される以前の段階のアルカイダ、タリバンの勢力、兵員数、活動家数、具体的にどのよう把握をしてきたのか。そして、把握していたその根拠について明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府参考人(安藤裕康君) 米軍による攻撃以前のアルカイダの確実な数については、私ども、今ちよつと手元に持つてきておりませんのでお答えできませんけれども、今の、掃討作戦が行われた後の残存数ということでは、アフガン国内に数百名、さらにアフガン国境の外側に数百ないし数千名の可能性があるというふうな把握しております。

○齋藤勳君 そうすると、今の数字はあれです、今日の報告とか何か、報告書にも書いてありますよ、それは。以前については把握をされていなかったということ、答弁できないんですから。

そうすると、今、現段階でのアルカイダ、タリバンの状況はどうだというと、今の数字の報告になるんですか。いかがですか。

○政府参考人(安藤裕康君) 現時点での状況は今、失礼いたしました。現時点での状況は、今お答えしたとおりでございます。

○齋藤勳君 そうすると、政府の説明は、主体的とかいろいろ把握をされているというけれども、

把握、つまり前も以後も、アフガニスタン国内におけるアルカイダ、タリバンの残存勢力は数百から数千名規模で辺境地帯にいた、潜伏中ということで主要幹部の大半は依然行方不明、こういうことなんで、こういう抽象的な政府の現状報告で再延長しようということを、今、再延長しようとしているわけですよ。したんだ、もう十九日ですから。私から言えば、要するに、何も余り具体的情報はない。

アルカイダ、タリバンについてもっと具体的に答えるべきじゃないんですか。いかがですか。

○政府参考人(安藤裕康君) 米軍による攻撃が始まる前の状況については、正確なところをまた調べて御報告したいと思いますが、現在、米軍は、東部地域を中心にして対テロの軍事作戦を行っております。アルカイダ等の掃討ということで、例えば九月十日には、米軍はホーストの南の約百キロの地域でアルカイダ等の掃討作戦、大蛇の一撃作戦を開始したということございまして、地上兵力約九千名を投入して活動を行っていると。これに対して米軍基地に対するロケット弾等による攻撃が頻発しているというふうに状況を把握しております。

○齋藤勤君 昨年の十月七日、米英軍はアフガニスタンへの空爆を開始しました。これ以降、現在までアフガニスタンそして又はその周辺でどのようなテロ掃討作戦が行われたのか。作戦名、動員された兵力、使用された主な兵器や発表された戦果、戦果に対する我が国政府の評価、明らかにしていただきたいと思ひます。

そして、政府の説明ですと、地上作戦は十六か国参加、二十一か国が部隊を派遣、このような作戦に協力しているそうなんですけれども、具体的国名、展開兵力、使用兵器、派遣期間、詳細に伺いたいと思ひます。

○国務大臣(川口順子君) 誠に恐縮ですが、けれども、ちよつとその点について質問の御通告いただいているにもかかわらず、これは後で資料を提供させていただきたいと思ひます。

○齋藤勤君 今申し上げた、細かい数字は別にたしまして、それは、後でというより、通常そこに御用意されている内容です。テロ掃討作戦について、今、私も指摘した、私が指摘した点については後日詳細に報告をしていただくということで、外務大臣、よろしいですか。

○国務大臣(川口順子君) これは米軍の話でございますので、私どものところで全部把握できるかどうか分かりませんが、分る範囲で、これ御説明をさせていただきたいと思ひます。そうすると、分る範囲かつ申し上げられる範囲でということですね。

○齋藤勤君 報告していただけるわけですね。

○国務大臣(川口順子君) 分る範囲かつ申し上げられる範囲でお話をさせていただくということです。

○齋藤勤君 昨年の、また質疑の分野に戻りますが、報告だけで済ますということについては我が党としては大変問題であるということについて、その基本的姿勢は変わります。さてそこで、この間、予算執行額総額、そして大綱、内訳について明らかにしていただきたいと思ひますけれども。

トータル、トータルの中での。あと内訳。

○国務大臣(川口順子君) おっしゃっているのは、アフガニスタンへの支援全部でしょうか、それとも自衛隊による支援。

○齋藤勤君 復興は結構です。今回のテロ特措法に基づく……

○国務大臣(川口順子君) 支援ですね。

○齋藤勤君 はい。

○国務大臣(石破茂君) 先ほどお答え、失礼いたしました。給油総額を八十六億円というふうに御報告を申し上げた次第でございます。

○齋藤勤君 いや、それだけじゃないでしょう、それは。八十六億円、それは給油ですよ。

○国務大臣(石破茂君) 済みません。御質問の趣旨を取り違えているのかもしれないんですが、私どもとして米英軍に対して給油いたしました額は

八十六億円というふうに御報告を申し上げた次第でございます。

十三年度におきましては、昨年十一月二十二日に閣議、制定されました予備費、合計百七十三億円でございますが、これを使用したところでございます。そしてまた、十四年度におきましては、先般の基本計画変更の閣議決定及び実施要項変更の総理承認を受けて、五月二十一日に閣議決定されました予備費を使用しております。

現在、協力支援活動等を実施してございまして、九月末まで現時点における概算額ではございまして、九月末までに約百四十九億円を執行済みであるということでございます。

○齋藤勤君 今回の再延長で、支出見込額、予想額は幾らですか、見込んでいますか。

○国務大臣(石破茂君) 失礼いたしました。現在、閣議決定前で、調整中の段階でございます。

○齋藤勤君 先ほどの、十三年度の予備費から百七十三億円、十四年度から、予備費から既に百四十八億円の支出が決まっている、今回の再延長についてはまだ分からないという中で、今、我々は再延長の内容について報告だけされて議論をしているという状況。さらに、大変な金額がここに投じられているということについて、さらにアルカイダ、タリバンの、事前に、攻撃前もどういう状況だったか。それから、今、その後も戦果については、具体的ににお尋ねしても後ほどお知らせするような程度。

私は、我が国政府としての主体性という言葉、度々去年のテロ特措法のときに主体性主体性と言っていたけれども、主体性というのとはどこへ行っちゃったんだろうかということ。主体性というのは国民に対する責任じゃないですか。そのことについて我が国の政府として、いや、これは何か細かく私が質問通告、細かく細かくしていればもつとばつばつ答えたんですというお顔をされてはいるかも知れないけれども、大変な金額です。これは、大変な重みを持つ意味では国際貢献だということをやってきているわけでは

から、これはばつばつ答えてもらわなきゃ困る内容じゃないですか。続けます。まあ困るという、それじゃ答弁にならないかも知れませんが、そこで、言ってみれば、昨年の委員会に、時間立法です、これは小泉総理大臣ですね。衆議院のテロ特、これは参議院の予算委員会でも選ばれた行政の裁量範囲というものがあろうという法律で基本的枠組みを決めていただいて、その中で政府としての判断があると思うんです。ある程度、政府に裁量を任せていただいてもいいのではないかと。しかも時間立法です。そういうことを考えると、その辺は政府にもある程度の行政裁量権を認めていただいてもいいのかと私は思っています、というのが昨年の十月の衆議院テロ特の委員会での総理答弁。この種の答弁はずっとしていますよ。

この行政裁量権に私はこれらの、今の内容というのは当たらないという私は考え方を持っています。官房長官、いかがですか。

○国務大臣(福田康夫君) 先ほど説明申し上げただけでも、今回、支援対処措置の内容についてはもう既に決められておりまして、そしてその中のことについて変更があったということの変更をお願いをしている、お願いをしたと、こういうことでございます。

そういうことですから、その内容の例えば期間とか、それから装備の内容とか、そういったようなことについて政府としての裁量は許されるのではないかと、こういうことを総理が言われたのではないかと、こういうふうに思ひます。

○齋藤勤君 この行政裁量権、これは明確に、これはすべて執行について総理大臣は頭にありながら話をしているんですよ。だから、こんなに私は重要な問題について、しかも我が党が言いました、事前承認、シビリアンコントロールということについて事後承認に済ませていく。そして、しかもこの重大な金額、予備費支出等についてしながら、そして大事な自衛隊の、国民の、隊員

の方の、国民の生命、大変な危険な地域に行かれて
いるということについて共有の国民の認識にし
ていかなきゃならないのが政府の責任じゃないん
ですか。そのことを我々は議論して確かめ合おう
というのが国会の責務なんですよ。

これは、事前承認もありません、国会もあとと
事後でそんなということ、そして戦闘行為がな
いかも分からないというのが我が国の今の、主体
的主体的と言政府の今、実像、実際の姿だとい
うことについて、あえてまた繰り返し御指摘をせ
ざるを得ないというふうに思います。

さて、もう一、二点だけ、時間が余りありませ
んが。前回の延長のときに、いわゆる海上、米國
の海域の艦船について、初期の段階で十一か国か
ら二十一隻だったのが増加をしております。十
五か国から二十八隻。そして今回の、今日のそち
ら側からの説明ですと、今度十一か国二十六隻の
艦艇が参加をしているんですけれども、この艦艇
の数が減っていますよね、艦船、半年前より。
そちら側の、これは何でしたっけ、テロとの戦
いは終わりよりもむしろ始まりに近い時期にある
ということ、この艦船の数からいって私は当た
らないのではないかと、このや、政府の方の
ホームページを見て、今日の報告にも一部ござい
ますけれども、アフガニスタンにおける掃討作戦
の困難性、アルカイダの拡散と今後も続くテロと
の戦いの中でとずっとありますけれども、ともか
く山の中に入ってなかなか分からないということ
とか、識別がなかなか難しいんだと。アルカイダ
の識別困難性、アラブ系とパシトゥン人との識
別困難、タリバンと地元勢力は識別不能、こうい
うところで大変な戦闘をしているんだと。もう
本当に一、二分しかないのです。

そういうところの私は報告を見ている限り、何
かこれから始まるんだということとか、何かイー
ジス艦について、イージス艦、先ほどありました
けれども、イージス艦の安全性とかなんかと言う
けれども、むしろ収束とは、なかなか私も現場の
状況分かりませんが、新たにイージス艦ごと派遣

をしていくような今のアフガニスタンの状況なん
ですか。ちょっと認識が違ふんじゃないんですか。

○政府参考人(守屋武昌君) 最初に各国の派遣艦
船についての御指摘でございましたが、前回の六
月のときには五十隻ということをお願い申し上げま
した、先ほど先生、十一か国二十六隻程度と言われ
ましたが、これは米國以外の艦船でございます。
では、米國はどのくらい出しているかというとい
う、一個空母アラバマ・リンカーンと戦闘群等約
十六隻ということ、四十二隻程度ということ、
全体的には半年前に御報告しました五十隻とほと
んど変わらないという状況でございます。

では、陸上兵力はどうかと申しますと、これま
で二十一か国が一万六千人以上を中央軍管轄区域
に派遣しております。中央軍責任管轄区域内に約
六万人の兵員が展開しているということございま
す。

アフガニスタン国内では、米國が昨年の十二月
二十日時点で約三千人でございましたけれども、
現在九千人から一万人ということでございます。
それから、アフガニスタン国内で米國以外の国
はどうかと申しますと、十六か国が地上作戦に参
加していると、二十一か国が約五千人の兵員を展
開しているということ、アフガニスタンの作戦
が実施して以来、国際社会の中でこのオペレー
ションを取りやめた国は一つとしてないというこ
とが大きな特色でございます。

○齋藤勲君 様葉委員の方に今度は交代します
が、今回のテロ特措法のときには戦闘地域のこと
で大変な論争がありました、戦闘地域か戦闘地
域でないか、兵たん部分についてもいわゆる後方
支援なんだとか、いろいろいろいろありましたけ
れども、大変なことももう言い逃ればかりしてい
る政府の私は対応だったと思えますし、今回の
イージス艦派遣について、その能力そのものにつ
いては私もそんなに高い能力を持っている艦船
だというのは十分承知をしております。

しかし、今このアフガニスタンのテロ、アルカ
イダを対応するテロ対策について今、自衛隊の

イージス艦を派遣することについて、先ほどの防
衛庁長官の答弁でも、危険とか安全のため、隊員
の安全というのか、そしたらより危険なところに今
あれでしよう自衛隊の隊員の人を置いていてとい
うことになるんじゃないですか、逆説的に考えれ
ば、逆説的に考えていけば。

こういう、私は何か、最初言っている去年の提
案から来て、またここ一年たつてきて、どうも言っ
ていることが随分支離滅裂だなどという感想を持っ
て、また機会があればいろいろやり取りさせてい
ただきたいと思っております。

一方的な終わり方で恐縮ですけれども、様葉委
員の方に交代させていただきます。

○様葉賀津也君 民主党・新緑風会の様葉賀津也
でございます。

齋藤委員に引き続きまして、テロ特措法の延長
問題について質問をさせていただきますと思いま
す。

まず最初に、米軍使用の飛行場のことについて
お伺いしたいというふうに思います。

先ほどの防衛庁長官の御報告にもありましたよ
うに、アフガニスタンで米軍が使用する飛行場施
設を維持するための建設用重機等を輸送するとい
うふうになりましたけれども、長官、この建設用
重機というのは具体的に何であつて、これをどこ
からどこまで運ぶんでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) これは、先ほど申し上げ
ました以上のことはなかなかお答えができません
。

つまり、建設用重機等、これはいわゆる空港整
備、維持のための建設用重機ですから、それはブ
ルドーザーであるとかロードローラーであります
とか、そういうものが予想はされます。ですから、
建設用重機というふうに申し上げましたのはそう
いうことで、一般的な常識における建設用重機で
ありますが、これがどのようなものであるのかとい
うような詳細、そういうようなこと、またどこ
まで輸送するのかということ、あるいはどの国の
ものを運ぶのかということにつきまして、詳細

今検討中でございます。また、一部は軍事的な情
報に関する部分もございまして、今この場にお
いて、どこからどこまで何をということはお答え
を差し控えていただくことをお許しいただき
たいと存じます。

○様葉賀津也君 じゃ、その飛行場はどこにある
飛行場で、どのような種類の飛行場なんでしょ
うか。

○国務大臣(石破茂君) これも同様のお答えにな
りまして恐縮でございます。

○様葉賀津也君 ここに、飛行場を維持するため
というふうにありますけれども、維持するという
ことは、もう現在ある飛行場を修理するという解
釈でよろしいのか、それとも何か別の目的のため
に今ある飛行場を拡大するというような解釈なん
でしょうか。

○国務大臣(石破茂君) それは、維持というのは、
通常今あるものを維持する、つまりこれは委員御
案内のことでございますが、空港というものの、
飛行場というものの長期間使用いたしますと相当
痛みが出てまいります。それが非常に期間が長く
なる、先ほど始まりから終わりかという議論がござ
いしましたが、これが非常に長くなる、そうしま
す、滑走路も相当に傷んでくる、その整地等々
というふうに考えるのが私は常識的ではないかと思
います。

○様葉賀津也君 先ほど、何をどこからどこまで
運ぶかというふうなことについてはお答えできな
いという御答弁でしたけれども、それについて防
衛庁の方で何らかの説明を内々受けているん
でしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 詳細は今後調整すること
に相なります。

○様葉賀津也君 その行動が武力行使と一体化し
ていかならないということを担保できるものはある
んでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) それは、今、私どもが今
回の基本計画の中で決定をいたしましたことは、
それはどこということはまだ申し上げられる段階

にはありませんが、米軍の飛行場を維持するための建設用重機を輸送するというお話でございませう。そのための建設用重機等を輸送する輸送艦を派遣するという行為でございまして、それは一体化という概念とは全くなじまないものと理解をいたしております。

○樺葉賀津也君 では、この飛行場から何らかの形でイラクの空爆の際の拠点となる可能性があり得るのでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) そのようなことは現時点においてお答えできる立場にはございませんし、予見し得る問題でもないと思っております。

○樺葉賀津也君 防衛庁長官のお話ですと、様々なことが分からない、不特定、言えないということと、このような大変不特定な不明確なことを、やはり計画の変更内容として入ってくる。そしてそれを国会で審議も承認もなく認める、報告で終わるということに大変私は不安を国民の皆さんも感じているんだらうというふうに思います。

続きまして、アメリカが中心になって現在行っている軍事行動についてお伺いしたいんですけれども、今アメリカが行っている不朽の自由作戦ですか、このミッションでアメリカは具体的に空爆を続けているのでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 今のお尋ねは、現在も行われているかというお尋ねであつたかと思えます。これは、基本的に米軍のオペレーションにかかわる内容でございまして、詳細についてお答えを申し上げることはできませんが、現在におきましても航空機によるアフガニスタンの地上作戦の支援は行われているというふうに考えておりまして、その支援の中には必要に応じて空爆も含まれておるといふふうに承知をいたしておるところでございます。

○樺葉賀津也君 先ほどの委員長の説明の中に、国民の人権を侵害したタリバンという形で、正に長官おっしゃいますとおり、テロとの戦いというのは、人々の人権を無視して無差別に民間人を犠牲にする暴力との戦いだということに私も認識を

共有をいたしております。しかし、そのテロとの戦いのためのミッションが、逆にまた違う民間人、また違う無実の方々の人権を奪ってしまうというようなことが多々あります。これは大変大きな問題なんだらうというふうに思います。

誤爆の問題がよく語られますけれども、私は誤爆を恐れずに申し上げますと、この手のミッションで誤爆があるのは、現実にあると思うんです。これはやむを得ないと言った言葉が適切ではないかもしませんが、実際にあると思っております。しかし、それ以上に我々が問題にしなければいけないのは、どのような種類の爆弾を使っているのかと。

私がここで言いたいのはクラスター爆弾のことなんですけれども、長官御承知のとおり、BLU97という小型爆弾が、最高三〇％です、割合で不発弾となつて、それが現実問題地雷と化していく。このアメリカの使っているクラスター爆弾の不発弾が今五千発、アフガンじゅうに散らばっている。すなわち、五千個の地雷を埋めたと同じ計算になるんですよ。いい兵器悪い兵器、いい爆弾悪い爆弾というのがどうか分かりませんが、私は、この究極の政治手段である空爆というのにおいて、やはりダーティーな兵器スマートな兵器というのはあると思うんです。

長官、このクラスター爆弾という兵器についてどのような御認識をお持ちしているのでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) これ、今、委員が御指摘のように、さて、ダーティーな兵器スマートな兵器、どのように分類をするかというのは非常に難しいことなんだろうと思っております。それが例えば地雷と化してある。

地雷というのを制限する条約を小淵外務大臣の提唱の下に我々が入ったのはどういふことかというのを考えてみた場合に、それは本当に全く無差別に何の罪もない人を殺りくしていくんだということにおいて、そして、これはやってもよいのかやっちゃいけないのかということの判断が働か

ずに起こってしまう、したがって、こういうことは駄目なんだという判断があつたものだろうと思っております。

つまり、クラスターというものがそれに該当するものなのかどうなのかということをよく考えてみる必要があるだろう。それがどういふ場面においてどういふ形で使われるかということとその場面面で判断をする必要がございまして、クラスター一般についてお答えをすることは難しからうと思ひます。

○樺葉賀津也君 私は、防衛庁長官の良識というのは、この場ではおっしゃいませんけれども、私は、NBC爆弾同様、一般の方々に対して地雷と化して無差別に危害を及ぼす可能性のあるクラスター爆弾というのは、我々よくウオッチをしていかなければいけないというふうに思っているんです。

今、いみじくもオタワ条約のことを長官おっしゃいましたけれども、外務大臣、アメリカはこのオタワ条約に調印若しくは批准をしていませんよね。それくらい知っているでしょう。

○国務大臣(川口順子君) してないと思ひます。

○樺葉賀津也君 我々は、先ほどもおっしゃいました故小淵先生が大変御苦勞されて、地雷撲滅に勇気ある政治行動、良識ある政治判断を私はしてくださつたというふうに感謝をいたしております。

その中で、日本が本当に熱心にアフガニスタンの地雷除去問題に携わっていること、そしてこの地雷除去について歴史があること、こういった点で、是非このクラスター爆弾の使用について、外務大臣も、これから各方面で何らかのアクションを取っていただきたいというふうに思ひます。が、外務大臣の御認識はどうでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) すべての兵器がもちろんなくなるようなことではいいんだと思ひますけれども、それぞれの兵器について残虐度その他いろいろな判断の基準があると思ひます。そう

いったことを整理をして、日本として国際的にそれを働き掛けるということが可能かどうかということをも考えたいと思ひます。

○樺葉賀津也君 引き続きまして、国会承認の必要性についてお伺いをいたしたいというふうに思ひます。

延長に關して、国会での審議も要らない、そして承認も不要だということはどういふ理由なんでしょうか、官房長官。

○国務大臣(福田康夫君) 先ほど来答弁しているんですけれども、基本計画の今回変更なんです、派遣期間の延長とか、それから部隊の規模、構成、装備の追加。今回こういうことを変更するということとあります。基本計画の大きな枠組み、これは変わっていないということでありまして、そういう変更でございまして、これは自衛隊の活動の実施について改めて国会承認を求めるとはないうこととあります。

○樺葉賀津也君 九・一一のテロから一年がたちまして、残念ながら、現実問題として我々日本人のテロに対する認識が時間がたつことに薄れていくということとは、私、現実なんだらうというふうに思ひます。

がゆえに、私は、こういう節目節目にしっかりとテロ対策ということが本場に重要なんだと、国民が危機意識をしつかり持ち続けるのが大切なんだというメッセージを送っていく。そして、国民のテロへの認識、リスク管理の認識ということを高めていくためにも、やはり期限が切れる前にしっかりと審議をして、延長についても国会の承認をしつかりと求めていくという姿勢が私は政治として必要なんだらうというふうに思ひますけれども、長官はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(福田康夫君) このアフガニスタンの状況若しくは活動状況について、これはいろいろな委員会でも累次説明していることなんです。今まで説明してきておるわけでございますので、そういうことでございまして、私は委員のおっしゃるような状況ほどひどい状況じゃないというふう

には思っております。

ただ、機会あるごとに状況の説明というものはしておくべきだろうというように思っております。

○樺葉賀津也君 我々が正式に部会で説明をちょうだいしたのは直前の一回、ペーパー四枚だけでした。

それはさておきまして、我が党の中には延長そのものが基本計画の同一性から外れるという議論をする委員もおりますけれども、私は延長そのものが基本計画の同一性から外れるというふうに個人的には思っておりません。

しかし、私がしっかりとここで問題にしなければいけないと思うのは、イラクとのリンケージの問題だろうというふうに思います。安倍官房副長官が先日発言された新聞報道でも言われているんですけれども、イラクへの空爆支援を含みに入れた上でのテロ特措法の施行延長というものは、私は明らかに同一性を欠いているのではないかと思います。ですから、このイラク攻撃との、間接支援について、官房長官はいかがお考えですか。

○国務大臣(福田康夫君) 委員おっしゃられますが、今回の基本計画の延長をお願いしているその活動の内容については、これはあくまでもテロ特措法に基づく活動である、この目的を達成するための行動内容だと、こういうことであります。

今、イラクというふうにおっしゃいましたけれども、イラクで戦争をしないとしないとかいろいろ議論がございますけれども、今この段階でもつてそれを議論するという、そういうこちらはつもりはございません。そういう目的の行動でないというところでございます。

○樺葉賀津也君 では、日本が供給した油が何らかの形でイラク攻撃に使用される可能性というのはないんですか。

○国務大臣(石破茂君) それは先ほどの答弁でも申し上げましたように、そういうことは想定をいたしておりますし、ないと答弁を申し上げます。○樺葉賀津也君 しかし、使うのは、その油をも

らった方がどのように使うかというのは、相手があることです。判断するのは相手なんです。それをしっかりと検証するシステムはあるんでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) それは両国においてそのような取決めをいたしておるわけでございます。それが本場に検証するシステムはあるのかと言われれば、それはもう相当ざりざりしたものになるのだらうと思います。それは、もう委員が一番御案内のとおりで、油に識別が可能なのかどうかという点、これがあそこに行つたのかどうかという点、これを本場に最後のリットル、一ccに至るまで検証することは無理です。でも、そういうことはないと仕組、それを作つておつて、ここから先はもう両国の信頼関係なんだろうと思います。そういうことがないような取決めをいたしておりますし、両国の信頼関係というのはそういうものであるというふうに理解をいたしております。

○樺葉賀津也君 続いて、イギリス艦について伺いをしたいと思います。

イギリス艦を出すということについて、アメリカからそのニーズが提示されたということがあるんでしょうか。

先日の衆議院の質問を拝聴しております。調整委員会ではなかったと、調整委員会の場においてはそのようなニーズはなかったということですが、それ以外の場においてはどうか。

○国務大臣(石破茂君) ございません。

○樺葉賀津也君 先ほど石破長官が、山下委員からの質問に際しまして、イギリス艦が必要ならばそのときは使う、必要でなければ使わないということでしたけれども、今年五月の衆議院の質問におきまして前防衛庁長官の中谷長官は明確に、イギリス艦は使わないということと五月十七日の質問で明言をしておりますけれども、これは長官が替わったことによってイギリス艦に対する政策が変わつたんですか。

○国務大臣(石破茂君) それは、政策の継続性ということは当然でございます。

これは委員御承知の上でのお尋ねかと思ひますが、状況というのは刻々変化をするものであります。今年の五月の時点で中谷長官がそのようにお答えになった。それは、未来永劫使わない、そういうお話ではなくて、現時点で使うのかと言われ、使わないというふうにおっしゃつたのであります。

私も今使うというふうに申し上げておるわけではなくて、それは政府全体として判断をすることですが、必要であれば使う、必要でなければ使わない、そういう意味合いにおいて、中谷長官の御答弁と何ら矛盾するものとは思っておりません。

○樺葉賀津也君 こういった一つ一つの質問をやはり延長する前に国民の皆さんに見せていく、その姿勢が私は大事な点なんだろうと思ひます。結果として延長するにしても、このような議論を積み重ねていく、それが私は政府の説明責任なんだろうというふうに思っております。

加えて、先ほど長官から話がありましたとおり、百五十億円以上の税金を投入しているわけですから、たとえこの百五十億という税金が有意義にこのテロ特措法にのつとて使用されているとしましても、私はやはり政府の説明責任ということとをきちり果たしていく必要があるだろうというふうに思ひます。

続いて防衛庁長官にお伺いするんですけれども、先ほど長官から説明がありましたとおり、自衛官の皆さんは大変過酷な状況の中で任務に当たつておられるということ、心からの感謝をしなければいけないというふうに思っております。

加えて、大変極度の緊張状態にある中で任務をされておられる、そういう自衛官の皆さんが胸を張つて、やはり国会の審議や承認を受けて、その正当性をしっかりとした中でこの任務に当たつていただく、そういう姿勢で自衛官の皆様に任務を送り出すことが私は長官のお務めなんだろうと思ひます。

けれども、その観点から考えまして、十九日以前にしっかりと審議をする、そして国会で承認をしていくという必要性について、防衛庁長官はどのようにお考えですか。

○国務大臣(石破茂君) 自衛官に對しましてそういうような評価をしていただきましたことに、厚く御礼を申し上げます。

それは、十九日、例えば今回で申し上げれば十九日の前に審議をして国会の承認にかけるとのことと、自衛官が誇りを持って活動をするということは、私は別のものなんだろうと思ひます。これはどうも、これは私の考え方が違うのかもしませんが、きちんと国会で承認を受けたいまま、説明もしないままに崩壊的にやつておるのではないかと御指摘だとすれば、それは違うのだらうと思ひます。

いずれにしても、私どもは常に、活動というのは国民の皆様方に御理解をいただけるように、更に説明責任を果たしていくことは当然のこととあります。先ほど来の御議論を踏まえまして、政府としてきちんとそういうことを国民の皆様方に御理解をいただくような努力、それは更に積み重ねてまいりたいと思ひます。しかし、それが国会承認とそのま論理必然的に結び付くのかと言へば、それは異なるような気がいたします。

いずれにいたしましても、先生の御指摘を踏まえまして、誇りを持って活動できますように、そして国民の皆様方に御理解をいただけますように、今後努めてまいります。

○樺葉賀津也君 自衛官の皆さんに対する価値観の違いは認められませんが、私はやはり延長前にこのように、自衛官の皆さんがいかに努力をされておられるかということ、この委員会の場や様々の場で議論をし、そして国会でもしっかりと、この国会という場で承認をしたということを担保して自衛官の皆さんを任務に送り出すということが私はベストの形なんだろうというふうに私見を述べさせていただきます。

次に、調整委員会について外務大臣にお尋ねをしたいと思うんですが、先日行われました第四回の調整委員会で、アメリカ側の発言に、連合軍は、広範囲な地域に拡散したテロリスト一人一人が時と場所を選ばず民間人を標的として行う攻撃を撲滅しなければいけない、アルカイダやタリバンのメンバーのテロ活動が完全に終息するまで作戦を継続するというふうにあります。大臣、これは一体何を意味しているんでしょうか。文字どおりこれを実行するということは私は不可能だと思うんですが、タリバンやアルカイダの最後の一人まで捕まえるなり、殺害することになり、若しくは彼らの主義主張を完全に変えてしまおうというようなことを意味しているんでしょうか。

○国務大臣(川口順子君) そういう発言はあつたと聞いています。

私は調整委員会の場におりましたので、どういうコンテキストでそれが行われたかということは推測をするしかないんですが、その文言から私が察しますのは、それだけ、そういうような性格のものである、テロに対する戦いというものは、そういうことなので、それなりに長い時間が掛かるということもやむを得ない、そういう性格のものがテロとの戦いであると、そういう趣旨であつたのではないかと推測をいたします。

○樺葉賀津也君 完全に撲滅することが可能だと思いますか。

○国務大臣(川口順子君) 完全に撲滅をするというのを文字どおり取りますと、それは不可能だと思います。

○樺葉賀津也君 アメリカの見解では、先ほど話にありましたとおり、テロとの戦いは終わりよりもむしろ始まりに近い時期にあると。もうはつきりしているんですね。正に永遠にこのテロとの戦いが続くということですか。

そこで、テロとの戦いのスキームが法期限の二年を超えた場合、これはどのように対応するんですか、外務大臣。

○国務大臣(川口順子君) テロとの戦いが二年過ぎたような場合、これ二年たつてみた時点です。どういう状況になっているかということ。今の時点で推測することは非常に難しいわけでごさいます。その時点で政府として適正に判断をするということになると思います。

○樺葉賀津也君 様々の場所、仮定であるから今では言えない、将来はどうなるか分からないからそのときに判断するという御答弁が続きます。そのような御答弁しかできないのかもしれないけれども、私は、危機管理というのは、あらゆる仮定を想定して一つ一つそれを積み上げていく、それがテロや戦争だけではなくて、自然災害に対するリスクマネジメントもそうだと思うんです。それが、私はやはり最大のリスクマネジメントになってくるんだらうというふうに考えています。

小泉総理の言う備えあれば憂いなしと。もう総理自らがおっしゃるぐらいですから、私はきつちりと備えをされているらうと思っております。たけれども、どのような備えがあるんでしょうか。どのような仮定を積み上げられているんですか。

○国務大臣(川口順子君) 御質問に的確にお答えしていることにかどうかよく分かりませんが、けれども、テロに対して我が国も、これは我が国に対する脅威でもありますから、我が国としてテロへの対応を国際社会の他の国々と一緒になってきちんとしていかなければいけないということ、全くそのとおりだと思います。

という観点に立つて、私、日本としては、例えば情報交換を密接にやる、あるいはアルカイダの場合にはテロ特措法で支援をする、また、例えばアフガニスタンのような国がアルカイダのようなグループに利用されるということがないようにするために、例えば改革を進める、安定が可能になるようないろいろな、様々な支援をする。例えば、日本がアフガニスタンで行っていることとしては、REAPというプロジェクトがあつて、帰還兵が地域社会に根付くような、そうやって暮らし

ができるような、そういうこともやっております。また、資金の面での協力もありますし、様々なことをやっているということです。

○樺葉賀津也君 今後、様々な国際テロが発生する可能性が私はあるらうというふうに思っています。

そのテロに対して、テロへの対応について国家としても何らかのスキームや基本的な方針というものがあるんでしょうか。

○副大臣(矢野哲朗君) 樺葉委員の御指摘でありますけれども、昨年の同時多発テロ発生後、九月の十九日だったんです、小泉総理としての我が国の基本的な考え方、三つに要約されて発表があつたと思います。

もう御承知でありますけれども、節目というところで再確認をさせていただきましても、テロリズムとの戦いを我が国自らの安全確保の問題として主体的に取り組み、同盟国である米国を強く支持し、米国を始めとする世界の国々と一致結束して対応する、我が国の断固たる決意を内外に明示し得る具体的な効果的な措置を取り、これを迅速かつ総合的に展開していく。

この方針は、基本的には国際テロ一般についても当てはまるものと考えております。

○樺葉賀津也君 テロというのは大変、御承知のとおり、難しいものでございます。先日のロシアで起こったチェチェンの問題であるとかクルドの問題、ウイグルの問題のように、今までは民族自決の運動として国際世論から支援を、支持を受けていたものまでがいわゆる政治的な思惑からテロに変わっていく、大変判断が難しいというふうに思っています。

これらの問題について、やはり広く議論をしていく、そして日本としての原理原則をしつかり持つていくという姿勢が私は大事なんだろうというふうに思っています。

そして、総じてこの問題で、テロ特措法の延長で、私、大変残念なのは、国民レベルでこの問題を考えることが極めて少なかった、議論するとこ

ろで議論をしていないということでございます。私は、国民のレベルで危機意識に対する思いであるとか平和に対する思いというものを事あるごとにしっかりと議論をしていく、そのことによってそれぞれのことに對する我々の思いや哲学といったものを上げていく必要があるらうというふうに思っています。

今後、是非こういった問題、うやむやにせずに議論していただくことを要望しまして、質問を終わりたいと思います。

○遠山清彦君 公明党の遠山清彦です。

アフガニスタンにおけるテロとの戦いはまだ終了していません。米国を始めとしてイギリス、フランス、ドイツ、オーストラリア、カナダ、イタリア、韓国などの主要国がまだに協力支援活動を継続しているわけでありまして、この段階で日本のみが撤退をするということは、私は、テロ特措法の第一条に定められております、「我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与する」という趣旨にも反するであらうことから、今回の協力支援活動実施期間の延長については妥当であるというふうに考えております。

以下、この前提の下に幾つか質問をさせていただきます。

最初に、防衛庁長官にお伺いをいたしたいと思います。先ほど他の委員から既に同じ質問がございまして、詳細は検討中、あるいはおっしゃることができないということですが、今回の実施要項の主な変更項目として輸送業務が一回限りで加えられたわけでございますけれども、この輸送のルートですね。出発地、経由地、最終到着地等については、安全上の理由もあるでしょうし、まだ着詰まつていないということもあるでしょうから、明らかにできないと。明らかにできないとしても、一点確認したいことがございます。

それは、テロ特措法の第二条の3では、同法で規定されている対応措置に関しては、「戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動

の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる」地域で実施することになっております。

最低限、今回新たに加えられた輸送業務はこの第二条の3の条件をクリアしていると断言していただけるでしょうか。防衛庁長官、お願いします。

○国務大臣(石破茂君) これは、当然、法の趣旨からそういうことに相なります。当然のことだと思えます。

○遠山清彦君 続きまして、個別具体的な仮定の質問にはお答えにならないでしょうか、一般論として伺いますけれども、今回の輸送業務も含めた対応措置を実施中に、この実施区域の中で戦闘行為が始まった、あるいは始まる可能性が高いという情報が防衛庁にもたらされた際にどのような対応をされるのか。これは特措法の中にも規定されていることでありますけれども、念のために長官のお口からお聞きしたいと思えます。

○国務大臣(石破茂君) これは、実際に実施することを命ぜられた自衛隊の部隊等の長等とはいうことですね。これはもう本当に法の繰り返しになって恐縮ですが、委員からもう一度確認というお話でございますので、申し上げさせていただきます。

部隊等の長などは、活動を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該協力支援活動等の実施を一時休止し又は避難するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、防衛庁長官による実施区域の指定の変更や活動の中断命令を待つこととなる。

今回の輸送業務においても全くこの趣旨に変更はございません。そういうことに基づいて行動が行われるわけでございます。

○遠山清彦君 分かりました。

是非、防衛庁の方では、先ほども極度の緊張感を保ちつつ現場もまた防衛庁本庁の方でも対応されていると思いますけれども、是非不測の事態が

起こった際には間違いないように迅速に行動していただきたいというふうな要望をさせていただきたいと思えます。

続きまして、また再び防衛庁長官にお聞きいたしますけれども、昨年のこのテロ特措法の審議が国会で行われた際に、いわゆるシビリアンコントロールの確保の問題が焦点の一つであったというふうに私自身記憶をしております。海上自衛隊のインド洋上での活動の詳細については、先ほど来話が出ておりますとおり、現地で活動している部隊あるいは隊員の安全面への配慮からすべて公にするというわけにいかないのは当然であると私も考えているわけでございますけれども、他方、一般の日本国民から見れば、毎日報道されるわけでもございまして、なかなかインド洋上で自衛隊がどういう活動を行っているのかと。インド洋上でガソリンスタンドのようなことをやっているのかというふうな思われている方もいるかもしれないけれども、なかなか分からないというのが事実である。

そこで、これは長官の前任者である中谷防衛庁長官にはいろいろとお話を当時審議いただいたているわけでありまして、石破長官、新しく最近就任されたということで、再びこのテロ特措法に基づく自衛隊の本件の活動について、シビリアンコントロールが適正に確保されているんだというところについて、長官のシビリアンコントロールに関する見識も含めて再度確認をさせていただければと思えます。

○国務大臣(石破茂君) これは、昨年、この法律を作りますときに、これは多くの政党、私も自由民主党の責任者の一人として公明党さんとも議論をさせていただきました。あるいは民主党の皆様方とも議論をさせていただきました。いろんな方と議論したところでございます。

要は、シビリアンコントロールというのをどういうふうにかえるかというお尋ねでもございますが、国会の承認ということがシビリアンコントロールの必須要件なのかということも私は議論の

対象になったような記憶がございます。すなわち、国会によって指名をされた内閣総理大臣、それが組織をするところの内閣、また安全保障会議というものがあって、先般の五月の延長のときもそうでした、今回もそうです、安全保障会議を開いて、そして閣議で決定をして、そして遅滞なく国会に御報告をいたしておる。これも一つのシビリアンコントロールの形なんだろうと思っております。

要は、国民に対して、有権者に対して直接責任を負う人間が物事を決定するということが私はシビリアンコントロールの、民主主義的シビリアンコントロールの本質なんだろうと思っております。したがって、かつてのソビエトにもシビリアンコントロールはなかったのかといえば、それはある形あったのだと思えます。すなわち、政治将校という者が必ず横に付いておる。例えばレッド・オクトーバーなんて映画でもそうです。必ず艦長の横には政治将校が付いているわけですよ。それもシビリアンコントロールといえはシビリアンコントロール。だけれども、それは国民に対して直接責任を負わないねという意味で我々とは違うんだらうと思えます。

今回の延長につきましても、先ほど来、官房長官から御答弁がございしますように、このような内容、例えば輸送を行うということ、そして延長すること、これを決めました。そのことについて、安全保障会議を開き、閣議の議を経て、決定を経て、そして遅滞なく御報告を申し上げておる。私これは一つのシビリアンコントロールの形なのだろうと思っております。

○遠山清彦君 ありがとうございます。

御議論の趣旨は大筋私も理解をいたしますし、共有をいたしますけれども、レッド・オクトーバーの政治将校は選挙で選ばれていないので、なかなか日本の話と同一にできないかなと思えます。

○国務大臣(石破茂君) だから違々と申し上げたんです。

○遠山清彦君 分かりました。違々と申し上げた

んです。済みません。私の聞き違いでございます。

続きまして、イージス艦の派遣問題について私も聞きをしたと思えます。

ちょっと専門的な話になるかもしれませんが、私も、長官はそれ以上に専門的な方ですので、あえてお聞きをしたいと思えますが、イージス艦というのは正式名称ではなく、カテゴリー的には護衛艦に入ると、その意味では基本計画の変更なしに派遣できるということは私も理解をしております。しかし、私自身としても、今回イージス艦を派遣することに対しては慎重な姿勢を持っておりました。

理由は、ある意味簡単でございます。このイージスシステムという、ほかの艦船とのリアルタイムな戦略、戦術情報の共有能力を保持している護衛艦が、同様な能力を備えた米軍艦船が展開している海域に送られますと、理論的には、理論的にはです、理論的には日本の個別的自衛権の枠外での共同軍事行動に組み込まれる、結果として、結果として組み込まれるおそれが生じるのではないかと。これが私の理由でございます。

そうすると、これが集団的自衛権の行使に当たる、当たらないという話も一つあるわけですが、でも、そういうことを私も思っております。一部のメディアでこういう話が出ておりました。それは、この議論おかしいというんです、要は、なぜかという、ほかの艦船の情報ネットワークシステムは今派遣されているイージスシステムのない護衛艦も搭載しているんだからイージス艦だけの装備ではないという反論があったわけですよ。そこで、長官、私ちょっと調べてみたんですが、イージスシステムを搭載している艦と搭載していない艦はやはり歴然たる、その情報共有能力において歴然たる差があるんだから私は思っております。

軍事研究者の文献によれば、アメリカ海軍でいうところのCEC、つまりコーポレートタイプ・エンゲージメント・ケイパビリティ、日本語で共

同交戦能力というものを保持できる可能性があるものはイージス艦だけだ。なぜかといえば、イージスシステムというのは、先ほど長官はギリシャ神話の話をしていたが、本質的に何かといえ、これは数百万行に上るコンピュータソフトなんですね。ほかの艦に乗っていないんですよ、イージス艦にしか乗っていないんです。

ということは、イージス艦を派遣するときに、いや、イージス艦の装備とイージスシステムの乗っていない艦の装備はデータリンクシステムにおいては余り変わらないというのは、私、これはちょっと言えないと思うんですが長官の御見解、お願いします。

○国務大臣(石破茂君) 現在、CECの御指摘がございましたが、CECというものの、いわゆる共同交戦能力と、こういうふうな仮に訳しましゅうか。これは、まだ米海軍においても研究開発段階であって、まだ実用化されていない。当然私どものイージス艦もこのようなCEC能力を保持はしていないということだと、私は現在思っております。

このCECというものが入ってまいりましたときには、また議論は当然違ってくるのだらうと思っておりますが、現在のイージス艦が持つております、委員御案内のとおり、リンク16という能力はそれ以前の、もちろんイージスもリンク11を併用はしておるわけでございますけれども、リンク11というシステムと、私は、本質的に差があるかといえば、それは質的な差をもたらすものではない。CECになりますと、そこに質的な差という概念が生ずるのだらうと思いますが、リンク11とリンク16の間に本質的な差があるかといえ、私はそれは否だらうと思っておりますのでござい

ます。
○遠山清彦君 長官、今アメリカ海軍でも実用化されていないと。
私が、今手元にある軍事専門誌、めったに読みませんが、によると、二〇一〇年までに米海軍は実用化を目指して今やっていると、部分的にジヨ

ン・F・ケネディ空母戦闘群にCECの機器が搭載されているとか、そういうことがあるわけですが。

一点、じゃ確認しますけれども、それでは、日本の今保有しておるイージス艦と米海軍の艦船の間にCEC、つまり共同交戦能力は確立されていませんね。これ、確認です。

○国務大臣(石破茂君) そういうことは確立されたとはいえ承知をいたしております。

○遠山清彦君 分かりました。
ということは、今日は確認にとどめたいと思いますけれども、イージス艦はそういったCEC確立する能力はあるけれども、現段階では米海軍との間でも、恐らく日本のイージスシステムを搭載した艦との間でもこの能力は確立されていないというふうな理解をしておきたいというふうな思っています。

まだ時間がありますので、官房長官に一つだけ伺いたいと思っておりますけれども、イラクに関しまして、政府は十九日の上野官房副長官の記者会見において三人の政府特使をイラクの周辺六か国に派遣するというふうな発表をいたしました。これは、記者会見によりますと、目的はイラクに対する国際包囲網を形成するということというふうな説明をされているわけでありまして、再度簡潔に御説明願いたいんですが、この特使の方々はどのようなメッセージを持って周辺国に行かれるのか、お願いいたします。

○国務大臣(福田康夫君) 我が国は、国連安保理決議一四四一に従いまして、イラクが実際に即時、無条件、無制限の査察を受け入れて、そして大量破壊兵器の廃棄を始めとするすべての関連安保理決議を履行する、こういうことを強く求めておりまして、そのために必要な外交努力を行ってきております。

そういうような外交努力の一環として、今般、我が国が周辺諸国、すなわちサウジとかエジプト、イラン、ヨルダン、シリア、トルコ等に総理特使を派遣すると、こういうことになっていたわけであ

ごいまして、これは複数の特使でございますけれども、今月末をめどに派遣すべく、現在、関係国と調整をいたしておりますのでございます。

○遠山清彦君 私は、政府がこのような特使を送るといふ措置を取られたことを、外務大臣にも申し上げますけれども、大変にすばらしい外交努力とタイミングだったというふうな歓迎をしております。

○国務大臣(石破茂君) 米政府の意図はともかくとして、今、国際社会の大勢は、やはりフセイン政権が国連決議を受諾したことを歓迎をしております。軍事行使といふものを回避したいというのが私は国際社会の大勢であらうというふうな思っていますので、それに向けての外交努力を今後とも継続をしていきたいと思います。

外務大臣にお伺いをいたしますけれども、十九日の報道によりますと、外務省が十八日に、米国によるイラク攻撃が行われた場合を想定して、周辺諸国、地域に滞在している邦人避難あるいは邦人保護のシミュレーションを行ったということですが、これには本省と在クウェート大使、また在イスラエル大使も参加したということなんです。イラクに隣接している国はクウェートとイスラエル以外にもまだイランとかシリアとかヨルダンとかあるわけでございますけれども、事態の推移によつてはより広範な地域での政府の対応を求められると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○副大臣(矢野哲朗君) 遠山委員の御質問でありますけれども、私、シミュレーションに立ち会ったものでありますから、私から答弁をさせていただきます。

万が一にも万全を期さなければいけないというような事態に備えましての思いでシミュレーションをやったことだと思っておりますけれども、事態の展開次第では、イラク周辺のより広範な地域での邦人保護に関する対応が必要だと。我が省としましては、早い段階からイラク周辺の十数か国に所在する我が方の公館に對しまして

訓令を発しました。在留邦人、短期滞在者の掌握、緊急事態対応マニュアルの整備、状況に応じた退避計画の立案、在留邦人との緊急連絡網の整備、在留邦人に対する説明会の開催等の措置を取つてまいりました。

当日でありますけれども、外務省で行われましたシミュレーションでありますけれども、こうしたすべての関係在外公館の参考とすべく、事態の展開に応じて邦人保護のために取るべき諸措置について、在クウェート大使館、在イスラエル大使館、在イラク大使館を例に取り上げまして、模擬訓練を行ったことでもあります。

当然、今後万全を期すということで、今御指摘の関係十数か国になりますかね、そういうような展開をする中で整備をしていくことに相なろうと思っております。

○遠山清彦君 これは是非ほかの国々にもしつかりやっていたきたいと。特に、外務省は藩陽の事件のときからいろいろと指摘されておりますけれども、マニュアル、緊急対応マニュアルがあるかないかという問題が一つ議論であつて、その後マニュアルを今準備されてきているということではあるんですけれども、マニュアルを作つただけで、それが本当に現場の館員一人一人に徹底されているなければほとんど意味のないことになりまして、是非、特にあの地域の周辺国の在外公館に對しては徹底的にマニュアルの内容を体得していただくような方向で大臣からも御指示をいただければというふうに思っております。

最後に、もし邦人に限らず、予見はいけませんけれども、イラク周辺で不測の事態があつたときに難民などの大量発生が起こつて人道被害が生じた際に、国連から要請があれば、日本はアフガニスタンやあるいは東チモールときと同様、緊急援助などの人道支援をする用意があるのかどうか、最後に一言、大臣に聞きたいと思

います。
○国務大臣(川口順子君) これは非常に大事なことでございまして、可能な限りできるように今後

とも検討していきたいと思ひます。

○遠山清彦君 以上で終わります。

○小泉親司君 テロ特措法に基づきます基本計画の変更に関する問題について質問させていただきますと思ひます。

まず、テロ特措法の具体的な質問に入る前に、喫緊の二つの重要な問題について質問させていただきますと思ひます。

一つは、米軍による水中爆破訓練の問題であります。

米軍が、十一月十四日から二十日まで、隠岐諸島西方や鹿兒島沖という領海に極めて近い海域において、日本政府に無通告で水中爆破訓練を強行しました。我々は、このような訓練については強く抗議したい。

私が調査しましたら、これは今回だけの問題ではない、日本の二百海里水域内で水中爆破訓練を米軍が恒常的にやっていると明らかにになりました。海上保安庁によりますと、今年だけでも、一月三十日、二月一日に東シナ海で、三月八日から三日間、沖縄東海岸で三か所、九月二十四日から三日間、沖縄西方海域で、今年は現段階で十一回、昨年より六か所、九件であります。

海上保安庁に聞きますと、今回は当初の計画が日本の領海を含んでいたためにこれだけの大きな問題になった。しかし、これまでは日本の漁場に米軍が勝手放題に爆破訓練区域を設定すると、この水中爆破訓練をやってきた。米軍は航行警報を出すだけで、日本政府に通告さえしてこなかった。

外務省は一体この事態をどのように認識しているのか、米軍がどのような訓練を行っているのか、まず初めに、外務大臣、明らかにしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(川口順子君) 訓練の実態の、その事実関係については後から北米局長の方からお話をさせていただきますと思ひますけれども、これまで、米政府の関係機関から我が国の排他的な経済水域において水中起爆訓練等の訓練が行われると

いう警報は度々発出をされてきているわけがございます。

今回の訓練もそうですけれども、これは排他的な経済水域ということでございますと、ここで、国際法上、これについて沿岸国の許可を得る、あるいは同意を得るといった手続が義務付けられているというわけではございません。それで、ということでございますけれども、米側が今後我が国の排他的な経済水域において今回あったような訓練を行う場合については、我が国に対してできるだけ前広に連絡をするように改めて米側には確認をしていく考えております。

事実関係については北米局長からお話をいたします。

○小泉親司君 この水中爆破訓練につきまして、漁業関係者や関係地方自治体から非常に危惧の聲が上っている。

防衛庁長官のお隣の島根県の知事、島根県の知事は何と言っているかというと、日本の政府を通じて米軍に抗議を申し入れます。同時に、水産庁や外務省にもそうしたことに關するチェック体制が十分にされていない。一体訓練がいつ終わるのか、実際に進められたのか行われなかったのか、その辺の連絡もない。米軍に対する抗議と同様、そういった点については水産庁や外務省に対しても言うべきことは言わなければならない。もう一つは、例えば、いつ何と終るのかというのが分からないので、いつ漁船がこの水中爆破訓練の海域に入るか分からないという大変危険な状態もあるんだ。こういう点については、鹿兒島県の知事も同様の見解を表明している。

私たちは、これは外務省がこのような自治体の要望にどういうふうに対応するのか。これは今までのとおり、外務大臣は、この米軍の水中爆破訓練の訓練区域の設定問題、こういう問題については、これまでどおり野放しで対策はいいのか、通報があればいいというのか、この点について外務大臣にお尋ねをしたいと思ひます。

○国務大臣(川口順子君) 先ほど申しましたよ

うに、排他的な経済水域で行うという場合には、これは米側として当然に我が国の船舶の安全や漁業への悪影響の排除に十分に考慮を払う必要はあるということでございます。そして、その上で、これは国際法上、沿岸国、すなわち日本が許可をするとか許可ができる性格のものではない、あるいは同意を得る必要があるというものでございませぬ。ということでございます。米側には漁業への悪影響あるいは我が国の船舶の航行への悪影響がないということについては十分考慮を払っていただく必要はあるわけでございます。

それで、先ほど申しましたように、今後米側が我が国の排他的な経済水域においてこのような訓練を行う場合には、我が国に対してできるだけ前広に連絡をするように改めて米側に確認をしていきたいと、そういうことでございます。

○小泉親司君 例え今回の問題は、先ほど申し上げましたように、隠岐西方の海域が領海に掛かっていた。つまり、米軍は当初の計画は領海内でもやろうとしていたんです。ところが、これを海上保安庁がハイドロバックといういわゆる水路通報により、水路警報によりまして、その領海内だということを見えて、これを外務省と水産庁に通告をして、これだけ明らかになった。しかし、今までは全く秘密裏に米軍がやっていた。これは、この体制を変える必要が外務大臣はありますか。

つまり、私たちはこれは、米軍の訓練区域という問題については、既に訓練区域の中にもレンジと言ひまして、いわゆる爆破訓練をやる、実弾射撃訓練をやる海域を現実には外務省はこれまでも米軍に提供してきた。実際、米軍がそこでやりやいのに、全く違う海域を設定してこれをやる、この制度はこれまでどおりなんだと、しかし前広に通報すれば幾らでもそれをやっているんだというのでは、ちょっと私は、これは漁業の安全の問題を始めとして、これまでの外務省と米軍との関係からしても、極めて十分な対応と言えな

いというふうに思ひますが、外務省、外務大臣はこれを変える、このお考えはおありになるんですか、外務大臣。

○国務大臣(川口順子君) 委員も御心配のように、こういったことの結果として、我が国の漁業をやっている船舶等に影響があるということがあつてはならないことだと思ひます。それで、この点については、米側は排他的な経済水域で行う場合にこれについて注意を払わなければならないということでございます。当然に我が国としては、米側はそれを払うだろうという期待をもちろんしているわけでございます。その上で、これが排他的な経済水域である場合には、米側として日本の許可を得るとか、あるいは同意を得るとかそういうことをしなければいけない義務はないということをお願いしているわけでございます。

ただ、そういうことでありますけれども、我が国としては、米側が排他的な経済水域で訓練を行う場合に、我が国に対してできるだけ前広にこれを連絡をするように改めて米側に確認をしていく考えであるということをお願い申し上げておきたい。

○小泉親司君 私は、米軍に対してきちんとそれこそ事前に漁業の安全性の問題を含めて、どういう区域を設定してどういう訓練をやるのか、きちんとそれを私は今の仕組みの中できちんと外務省も要求を私はすべきだと思ひます。もう一つの問題は、大分で行われております日米合同演習での自衛隊司令官の、いわゆる私たちは暴言だと思ひますが、暴言の問題についてお尋ねをしたいと思ひます。

会に現れ、突然、車から降りると、「共同訓練は朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)への抑止力だ」「どうして反対するのか」などと詰めより、集会の中止を迫った」というふうな大分合同の新聞であります。

この点について防衛庁長官は衆議院の委員会では、こういうことは言っていないとか、ビデオでやっている点については様々いろいろな意見があるというふうなことの答弁をされております。

私は、言ったか言わないかということについての事実関係については明確にしたい。明確にしたいは、これはいいけれども、まず問題なのは、自衛官のトップが、いわゆる国民の反対の集会に行つて、いわゆるこの集会の反対も含めた政治的発言をする、この問題については、私はこれまで長く国会のいろんな安保論議に携わつてきておりますが、これはいわゆる政府が言っているシビリアンコントロールからも、そういう自衛隊のトップがそういうふうな反対集会に行つて別個の政治的見解を発言すると、こういうことについては防衛庁長官はシビリアンコントロール上からも問題はないというお考えなんです。

○国務大臣(石破茂君) 委員御指摘のように、何がどのように行われたのかということはきちんと調べる必要があるだろうと思います。

私は、もう一度お昼にビデオテープを見てみましたけれども、新聞で報道されたようなことは違うことを実際は言っている。つまり、現場の状況はだれも見ただけではない、委員もごらんになったわけではないし、私も見たわけではない。ですから、それはどのような状況で行われたのかということとは報道とは別にきちんと客観的に検証してみよう必要があるということは、委員も御理解をいただけることだろうと思います。

その上で、さてこれがシビリアンコントロール上問題があるかないかという点ですが、私がビデオで見ました範囲、そしてまた陸上自衛隊から聞き及んでおります範囲で申し上げますと、わざわざそこへ行つてやめてくださいというふうには申

し上げたわけではない。つまり、訓練を終えて帰る途中の松川総監がそういう場面に外出した、遭遇をした。そこでジープを降りて、日米共同訓練というものがどのような意義で行われているのかということについて、この意義について御理解を求めべくお話をさせていただいたということであつて、この中止をしないとか、あるいはこのようないふことが報道されて北朝鮮に知られたらどうするんだとか、そういうようなことは一切言っていないと承知をいたしております。

これは、意義を御理解くださいということをし上げたのであり、そしてまた報道とは全く逆にそういうようなことが伝わるということ、国は特定を一切いたしていません。国名を挙げて反対側の方から言われたときに、それはいいえというふうにお答えをしております。総監の方から具体的に国を挙げてどうのこうのなどということは一切申してありません。その中で、こういうことが抑止力になるんですよという全く報道とは逆のことを申し上げておるわけでありまして、

いずれにいたしましても、今おっしゃいますように、シビリアンコントロールの面からどうかと言われれば、私はこれが政治的な発言ということだとは思っておりません。政治的に何か発言をした、これを中止せよとか、そういうようなことを申し上げたわけではなくて、共同訓練の必要性等につきましまして、それは当然私も国民の皆様方に御説明を申し上げるべきものです。内局も御説明申し上げるものです。そしてまた、現場の司令官が共同訓練の意義について御理解をいただきたいということについて発言をすることが、すなわちシビリアンコントロールを逸脱したものだということには私は理解をいたしております。

○小泉親司君 私、衆議院の委員会でも長官がそのようなことを繰り返されたので、私も、大分合同新聞を始め各紙のマスコミについて全部問い合わせました。しかし、ビデオテープというのはほんの少ない部分でありまして、これは長官がうなづいておられるからそのとおりだということはお分

かりになると思いますが、北朝鮮という言葉は何遍も言っているということについてはこれは確認をされている。しかも、この大分合同によれば、司令官は行つて整々とやたらんじやなくて、ここに書いてあるように、部下の制止を振り切つてこの問題についてやつたと、つまりトップとしての資質を疑いたくなると、これは大分合同だつて言っているんですよ。あなた、そんな間違つたことを言つちゃ駄目です。これはもう明白に何で自衛隊の司令官が、いわゆる私たちは軍隊だと思ひますが、軍隊の司令官が共同訓練の意義を訴えるということになれば、どこでもそういうことが、じゃ自衛官においてはそういうことができるということになるんですか。これは私は、防衛庁長官としては大変おかしな見解だというふうに思ひます。

ですので、私はまず事実関係をただすと同時に、この問題については、やはりシビリアンコントロール上からも私たち自身は、これは発言は、これはもつてのほかの発言だ。その点で、私はこの点での責任を明確にしたいと思ひます。

その意味で私は、委員長に対して、どのような発言があつたのか。この点を私は明確にしたい。この点を委員長に要求をさせていただきたいと思ひます。

○委員長(松村龍二君) 後日、理事会にて検討いたします。

○小泉親司君 次に、テロ特措法の問題についてお尋ねをいたします。

今回の延長問題について、多くの国民の皆さんやマスコミは、アメリカがイラクへの攻撃を待って日本政府が延長しているんじゃないかという危惧の念を持っておられる方がたくさんおられる。

そこで、私がお聞きしたいのは、この前の委員会でも、十一月八日、国連で行われた一四四一の国連決議は九月十一日の同時多発テロに対する対応が含まれているのかどうかということを質問いたしました。そのときに外務大臣は、まだ調べてい

ないので分らないというお答えでありました。私は、後で外務省からお聞きしましたら、国連安保理決議一四四一決議は、九・一一同時多発テロ対策には何ら言及していないということでありました。

この点については、となると、例えば国連決議の違反だといって、アメリカがイラクへの軍事攻撃に踏み切つても、現在の国連安保理決議の枠内においては現在のテロ特措法での対米軍事支援はできないというふうには私は思ひますが、この点については自民党の山崎幹事長も、日本のイラク対応は米同時テロとの関係がはつきりしないと現行法制では米軍に協力できないと言つておられるというふうには報道されておりますが、この点について、まず官房長官にお尋ねをしたいというふうに思ひます。

○国務大臣(福田康夫君) まず、米国がイラクに対して軍事行動を取るかどうかということ、こういう取るかどうかの予断の上での御質問にはお答えすることは、これは差し控えたいと思ひます。

いずれにしましても、テロ対策特措法に基づく活動は、昨年の九月十一日のテロ攻撃によつてもたらされた脅威の除去に努めるということによりまして、国連憲章の目的の達成に寄与する諸外国の軍隊等に対して行うものでございまして、このような法的枠組みの中で当該活動が行われると、これはもう当然のことでございます。

○小泉親司君 ということは、テロ特措法で可能なような状況が生まれてくる可能性があるということですね。

○国務大臣(福田康夫君) です。その可能性も含めて、我が国がイラクに対して軍事行動を取るということを予断した御質問にはお答えできないということを言つております。

○小泉親司君 外務大臣はもうこの委員会では繰り返して言つています。これでは、一体このテロ特措法の問題についてどういふ議論をしたらいいのか。予断、予断と言ふけれども、実際にこれから将来起こり得る問題を政治家として考えるの

がこれは国会の重要な役割だと思ふんですよ。

ところが、国連安保理の中に、九月十一日のテロ特措法の問題については言及していない、ところがテロ特措法というのは官房長官がよく御承知のとおり、同時多発テロの問題が出てこない以上、テロ特措法については支援ができないんでしょ。その点については官房長官は確認できるんですね。極めて基本的なことですよ、官房長官。

○国務大臣(福田康夫君) 外務大臣が答弁したことの内容についてですから、外務大臣から答弁をしてもらいます。

○国務大臣(川口順子君) 決議の一四四一で九月十一日の同時多発テロについて何を言っているかということですが、これは委員がおっしゃられましたように、安保理決議一三六八というのをごいまして、これは九月十一日にアメリカにおいて発生をしたテロ攻撃を国際的平和及び安全に対する脅威と認めた決議ですけれども、これ及び引き続き採択をされました一三七三、これは対テロ資金供与の防止に関する決議ですけれども、これに、一三六八、一三七三に、一四四一において言及をした規定は委員がおっしゃったようないないわけですよ。

ただ、他方で、テロに関しては決議の六八七において、ここについては一般的にテロについての言及が、一四四一の前文で、テロに関しては決議六八七に基づくコミットメントをイラクが遵守しなかったことを憂慮するというのが規定されているということとして、テロについてのコミットがないわけではない。

○小泉親司君 じゃ、官房長官に一つ、いや、その答弁はもうこの前繰り返し、くだらない答弁ですから、そんなことは何遍も、分かっている話を何遍も言わないでくださいよ。

じゃ、官房長官にお尋ねしますが、私がお聞きしたいのは、それじゃ、現在の国連一四四一決議というのは同時多発テロ問題については含まれていない、この点については官房長官、確認できますね。今、外務大臣が言ったことを確認している

んですよ。

○国務大臣(福田康夫君) 外務大臣の答弁のとりとえを考えます。

○小泉親司君 私は、国連安保理決議に従うというのであれば、これは従えとイラクにも言っているわけだし、日本政府もそれに対して従うと言っているわけだから、つまりそれを実施させると言っているわけだから、当然そのあれによれば、これはテロ特措法上できないとなぜ明言できないのか、政府が。私は非常に基に疑問だということに思っています。

もう一つお尋ねしたいのは、防衛庁が十一月十三日にまとめた第四回日米調整委員会の報告は、現状において、現在、中央軍責任区域における海上作戦は、空母艦載機によるアフガニスタンの海上作戦支援、それから二つ目に、アルカイダ及びタリバンに対する海上阻止活動の三つに分類できるイラクに対する海上阻止活動の三つに分類できるんだとアメリカ側が言っている。しかし、アメリカ側の言明によると、三番目のイラクの海上阻止活動については日本が提供した燃料は用いられていないんだというふうには言っておられます。防衛庁長官、そこでお聞きしますが、どういふふうにかつこれを切り分けて、これはイラク用ですよ、これはアフガニスタン用ですよと分けられるんですか。

○国務大臣(石破茂君) 今御指摘がございましたように、こういう三つありますね。空母艦載機によるアフガニスタン地上作戦支援における掃討作戦、アルカイダ及びタリバンに対する海上阻止活動は、テロ対策措置法の目的に合致したものであり、アラビア海において行われているものと。しかし、他方、イラクに対する海上阻止活動は、ペルシア湾の奥、北の方で行われているわけでありまして、全く地域が異なるものだというふうに思っております。地理的にも隔絶された場所です。実施されているわけでありまして、そのことが一つの担保になり得るのではないかとこのようにも思っております。

先ほど来答弁を申し上げておりますとおり、そういうことがテロ特措法の趣旨と違う目的に使われることがないようにということは、私どももそしてまた米軍も、信頼関係に基づきまして、そういうことがないようにということで慎重に行っておるところでございます。

○小泉親司君 アメリカの海軍のホームページを見ますと、日本の燃料はアメリカの補給艦を通じて空母それから駆逐艦というのに行っている。防衛庁に聞きましたら、直接空母にはできないんだそうですから、アメリカの補給艦を通じて空母に行っている。

じゃ空母が今何をやっているのか、アメリカ軍の空母が。これは今さっき防衛庁長官はアフガニスタンの爆撃もやっていると言いましたが、二つの任務を持ってやっているんです、今アメリカの空母は。一つの任務はアフガニスタンへのいわゆる自由の不朽作戦、もう一つはイラクに対するいわゆるサザンウオッチ作戦という南方監視作戦のこれは空爆をやっている。イラクに対してアメリカの空軍の艦載機はアフガニスタンとイラクのサザンウオッチ作戦をやっている。こういうふうなイラクに対する作戦をやっているアメリカ空母にもアメリカの燃料が、補給してもこれは構わないという見解なんですか。

○国務大臣(石破茂君) 先生から御指摘のホームページ、以前、委員会で御指摘をいただいたホームページとそれが同一なものかどうかとよく分りかねますが、アメリカは、そのホームページの記述には誤りがあつたということ、すなわち日本政府の同意を必要とするという交換公文があるわけであつて、これまでの先生から六月十一日にアメリカ国防総省とのホームページの訂正につき御指摘を受けたことを踏まえまして、アメリカはこの交換公文を遵守して活動しているというところを確認をいたしたところでございます。

○小泉親司君 違う違う、防衛庁長官。あのね、防衛庁長官、質問に答えていない。後ろ、ちよつとしっかりとくださいよ。そんな、答弁じゃな

い、質問じゃないことを言っちゃ駄目ですよ。それは、日本の燃料が米英以外の他国の連合国に対して渡しているのかどうかという問題について私が質問したことについての答弁なんです、それは。私が言っているのは、アメリカ軍の空母が、実際に艦載機は、一方はアフガニスタンの作戦をやる、もう一つ同じような艦載機もイラクの攻撃をやっている。その二つの任務をアメリカの艦載機が、空母艦載機が持っているのに、空母に対して補給ができるのかと。これは、イラクに対する爆撃も、この船に対して補給していいということになっちゃうんですよ。防衛庁長官、どうですか、その点。

○国務大臣(石破茂君) 済みません、ホームページの御指摘がありましたので、ちよつと私の方が誤解をして答弁をいたしました。お許しをいただきたいと存じます。

去る十二日に日米調整委員会が開かれました。そのときに米側から示されましたのは、日本から受けた支援がテロ対策特措法の目的に合致した活動に対して用いられなければならないことは十分に認識していると、そういう旨、米軍から表明がされております。加えまして、協力支援活動としての補給活動により提供された物品等については、テロ対策特措法の目的に合致した適切な使用がなされるものというふうにご考慮をいただいております。

○小泉親司君 私は、何遍も言いましたように、今アメリカの空母はアフガニスタンについては余り仕事がないので、現実問題としてはイラクのサザンウオッチ作戦という南方監視作戦、これは最近よく出ておりますが、空爆作戦をやっているんです。二つの任務を持ってやっているというのはアメリカ海軍にもホームページにはつきりと書いてあります。そのアメリカの空母に対して日本が補給をしているということになると、実際にはもう既にイラクの空爆をやっている空爆に対して、これは支援することになるんじゃないですか。この問題について明確にできないままにこうい

うことをやっていいんですか、防衛庁長官、官房長官。この点はやれるんですか、現行のテロ特措法でも。私たちはこういうふうな行為はできないというふうに、現行の政府の説明でもできないと思います。最後に、官房長官に御答弁いただきたいと思いますが、私は、こういう法案は直ちに、延長は直ちにやめて、やめることはいつでもできるわけですから、やめて、自衛隊は撤退すべきだということを要求して、最後に官房長官にだけ答弁を求めたいと思います。

○委員長(松村龍二君) 質疑時間を超過しておりますので、簡潔におまとめください。

○国務大臣(福田康夫君) このテロ特措法の協力支援活動を行うに当たりましては、米側に同法の趣旨を十分説明をしておるとともに、対米支援の調整の枠組み等を通じて緊密に意思疎通、情報交換を行っております。また、この法律に基づいて我が国から提供された物品等を我が国の同意なく第三者に移転してはならない、こういうことを定めた交換公文も締結しております。また、去る十二日に行われた日米調整委員会、このことについても、先ほど防衛庁長官が答弁したとおりの発言があったということでもあります。

○田村秀昭君 私は、外務省や防衛庁がいろいろなことがあって元気がない、防衛と外交が元気がないのは国全体が元気がなくなる、是非元気を持ってやっていただきたい。

外務省の今出されている法案は、自由党はこれは反対でございます。どうしてかという、何にも変わらないのに、堂々と特殊法人でいかれたらどうかと。どこかがそういうようなことを言ったら、独立行政とか何かよくわけの分かんないようなことをやるということ自身が元気がなくなると私は思いますので、これは自由党は反対であります。

それでは、今日は元気のいい防衛庁長官にいろいろ質問させていただきます。

自衛隊員の処遇についてお聞きしたいと思います。自衛隊員というのは、非常に若い年齢で、五

十四歳とか五十三歳とか、階級によって違います。若年で退職をいたします。ちょうど息子や娘が大学に行くか行かないかぐらいのときに若年の退職をしております。それは、任務を遂行する上で年取っていかず駄目だということで若年退職をしていくんですが、退職してから国家が、外国では全部、自衛官に当たる軍人というのは国家が責任を持って次の就職を面倒を見るというのが、東西を問わず、どの国でもそういうふうになっている。ところが、我が国だけは、それぞれの各自自衛隊が援護業務、援護課というのを設けて自分たちが就職を探しているようなのが現状であります。国家が責任を持って処遇する体制を確立する必要がありますが、責任を押し付け、長官のお考えを尋ねたいです。

○国務大臣(石破茂君) 基本的には先生のお考えのとおりなんだろうと思っています。今の援護活動の実態につきましては田村先生一番よく御案内のことでございますし、これが国が責任を持つ形になっていいると言えぬのかといえ、それはいろいろな支援はいたしておりますが、基本的には企業にお願いをするという形がベースなんだろうと思っています。これをどのようにすればより良く改善ができて、国が全責任を持つということまで言っていないかどうか分かりますが、携わった方々が退職後不安がなく生活できるようにすべきであると思っています。

私は、防衛庁長官に就任する以前から思っておりますのは、若年定年退職制を引いておるわけでございますが、それでも、特に陸上自衛隊は顕著だというふうに思っておりますが、年齢構成が諸外国の軍隊と比べてピラミッドで描いてみたときに全く違う。ある意味対称になってしまっているところがある。これをどうしてやっていくのか、どのように、改善という言葉が適当かどうかも分かりません。しかし、諸外国と比べて年齢構成が全く異なっているというところは何かの要素に起因しているのだろう。しかし、国のために一生懸命働いてくださっている方々を余りに早く退職さ

せるのもいかなものかという議論があることもまた事実であります。これをどのようにしたいのかということにつきまして、私どもでも一生懸命考えてまいりますし、専門家であられる先生の御指導を賜りたいと思っておりますのでございませう。

○田村秀昭君 それで、よく一般公務員のように天下りをするというようなことが新聞紙上で書かれておりますけれども、ほかの省庁のように関係団体や企業のトップとして就任している人は一人もいません。みんな顧問とか嘱託とかいう形で援護業務が行われております。

それで、私は、そういう軍事知識を持った人が退職後、全然、安全保障の分野で活躍できないというのは国家的損失じゃないかなというふうにお考えか、お尋ねします。

○政府参考人(宇田川新一君) 先生御指摘のように、自衛隊のOBが自衛隊のときに培った知識、技能を社会に還元するという意味におきまして、自衛隊で得た知識が還元できるところに再就職できるのが望ましいと思っております。おっしゃる通り、必ずしもそうなっておりません。ただ、一部ありまして、地方公共団体の防災部門に一部再就職しているという例がございます。

○田村秀昭君 私は、戦前の教訓で、運用者が、運用する人が自分の海軍や陸軍で工場を持って、工廠を持ってやっていると、陸海軍が同じことをやるのは国家的な損失であるというので、これ多分、中曽根総理のときだったと思うんですが、そういうことをやめて、民間の企業に、そういう能力のある企業に装備品を作らせるという国家の方針が決まったわけですね。

それで、ちょうどあの源田先生が少佐のときだったと思うんですが、相手の飛行機よりも高いところに位置したいということや常々言っておられたと。ところが、それを設計者と話したときに、どういふような言葉で言うかということが設計者と話さないで分らないわけですね。それで、設

計者は、ああそうか、旋回半径の短いという飛行機を作りやいんだというんで、ゼロファイター、零戦ができた。

ですから、今、防衛庁は倫理規程が何かがあつて、一般公務員の方はだんだんそれは実例集で緩和されているんですが、防衛庁は全然緩和されていないんですね。コーヒー一杯も飲んじやいないことになっているんですね。だから、民間の会社の人と、設計者と話すことがほとんどない。だから、自分たちが欲しい装備品というものができてこない。だから、結局、これ部隊に全部還元されて、それがまた、一般競争入札とかなんとなかという原理を入れているものだから、情報が関係のないところに流れるということもあつて、今の防衛庁・自衛隊はこの倫理規程を一般公務員並みに戻すというお考えはないのかどうか、お尋ねします。

○国務大臣(石破茂君) 今御指摘がありました運用規程事例集、その事例集ですね。これは多分、平成十三年、昨年の六月に、倫理関係事務の参考用として各府省に配付をいたしました国家公務員倫理規程事例集のことをお話しになっておられるのだろうと思います。これは、今、先生がお話のような新たな事例の蓄積も踏まえまして、本年の六月に、これは新たな事例が追加をされた改訂版ができました。

御指摘を踏まえてということでもございませうが、私も防衛庁につきましても、より一層隊員の方々に理解をしていただきたい、そして御信頼、国民の方々の信頼を確保したいということで、この新しい事例を追加するという方向で現在検討中でございます。

ただ、先生御指摘のように、コーヒー一杯も飲んでいかぬとか、もうそれが本当にいいことなのかという話でありまして、どうも主客転倒のようなお話になってはこれ何にもならないことだろうというふうな思っております。

どうすれば国民の信頼を確保しつつ、かつまた本当に国民の税金を有効に使うのかということ

で、かつての旧軍の反省も、私、旧軍のことをつまびらかに存じておるわけではありませんが、ただ旧軍の飛行機の作り方も一体何種類飛行機があったんだという話がありまして、陸軍と海軍と何だかばらばらばらばらいろいろな飛行機を作っておった。それは一体なぜなのかというふうなことで、いろんなことを検証していきながら、癒着が生ずることは決して決してならないけれども、その関係が全く疎遠になつてしまふ、そして税金がきちんと使われない、そういうことがないように、これから先も随時、適宜見直してまいりたいというふうな考えておるところでございます。

○田村秀昭君 時間も来しましたので、是非、長官の下で、元氣の出る防衛庁・自衛隊を作つていただきたいと強く念願して、質問を終わります。

○大田昌秀君 社民党の大田でございます。

先ほどの防衛庁長官の基本計画の変更についての御説明の中で、この六ページの方ですが、中ほどに、一日当たり百五十機余りの航空機及び三十から五十隻の船舶については直ちにその国籍を確認できない状況下にありますということがうたわれておりますけれども、国籍を確認できない船舶というのはどういうことでございますか。

○国務大臣(石破茂君) それは、国籍が確認できない船舶というのはどういうことかといへば、それが航空機であれば、フライトプランというものが事前にきちんと分かっている、その飛行機は一体どの国籍を有しておる飛行機なのかということがその時点で、レーダーに掛かった時点で明らかではないということであろうと思つております。

船舶につきましても、その船が、例えばリベリアなのかパナマなのかということがそのレーダーに映った時点で、私どもの知り得る範囲に入つた時点で直ちにその国籍は明らかではないという、正しくそのおりの意味だろうというふうな理解をいたしております。

○大田昌秀君 その船舶というのが軍艦であれば、当然、軍艦旗を掲げていると思うわけですが、

先日の本委員会でも自衛艦旗の掲揚のことについてお聞きしましたところ、西川運用局長が、インド洋に派遣されている護衛艦等の自衛隊の艦船は自衛艦旗を中央マストに掲げているということをお認めになりました。

御案内のとおり、海上自衛隊旗章規則第十五条の一項で、武力行使をする場合、自衛艦旗をメインマストに掲揚するという規定になっておりますけれども、先日の御答弁では、第十五条の二項の戦闘訓練の場合に準用するというお答えだったと私、理解しているわけなんです、その点についてもう少し明確にしたいだかと思ひます。

○政府参考人(西川徹矢君) 先生から御質問ございました、いかなる場合にマストを、いわゆる旗を立てるのかというお話でございましたので、原則といたしまして、停泊等してありますときは艦尾の後ろの方ですね。それから、先生が御指摘ございました、いわゆる武力行使の場合にはマストに付けますねという話でございました。あと御確認で、じゃ、武力行使じゃないので、そういう形での、いわゆるマストに掲揚することはないのですかというふうなたしかお尋ねがありました、確認の、それで私の方は、いや、実は第十五条の二のところに訓練の場合にも準じて掲げますということ、そういう形で掲げる場合がございます。

なお、船にありましては、通常の勤務の中でもいわゆる練度を落とさないためにいろいろな訓練を行います。この十五條の二の二の二項では、「前項の規定は、自衛艦が戦闘訓練を行なう場合に準用する。」ということでございます、そういう訓練をしているときはマストに掲げます。結果として、走つておるものが艦尾ないしマストにも掲げていることもございます、こういう形でお答えしたつもりでございます。

○大田昌秀君 そうしますと、今インド洋に派遣されている自衛艦というのは訓練に行つてゐるわけですか。

○政府参考人(西川徹矢君) 補給という本来任務をやっておりますが、その間にも練度を落とさない

という格好で、その中でまた訓練をしている部分もございませう。訓練のために行つてゐるわけじゃございせんが、訓練もやつてゐるということとで御理解いただきたいと思ひます。

○大田昌秀君 今月二十日付けの毎日新聞に、十月初め、アフガンでの軍事作戦に協力する四十から五十以上の外交、防衛当局者が米フロリダ州の米中東軍司令部に集まつて、二日間にわたつて作戦会議を開いたとありますけれども、これは事実でございますか。

○政府参考人(守屋武昌君) 御指摘の件につきましては、十月初旬に、海幕の防衛課長ほか一名が米海軍との意見交換のために訪米した際にフロリダ州のタンパの米中央軍司令部に立ち寄りまして、情報収集の一環としまして、米軍より、アフガン作戦等の現状と今後の動向について説明を受けたものでございます。

この際、米側より、イージス艦やP3Cの派遣等の要請はございませんでした。

以上でございます。

○大田昌秀君 記事によりますと、二日目の日米個別協議において、米側から日本に対して、イージス艦の派遣、P3C哨戒機の派遣、米英艦船以外への燃料補給、基地整備用重機をタイからアフガン周辺国に海上輸送する輸送艦の派遣の四点を非公式に打診したということがあります。そうすると、事実上反するということですか。

○政府参考人(守屋武昌君) 米側よりイージス艦やP3Cの派遣の要請はなかったということは御説明したとおりでございます。ただ、テロ対策特措法に基づく協力支援活動については、当然のことながら平素から日米間で緊密な意見交換を行つてゐるところでございます。

御指摘の会議の件を含めまして、その内容については、当然のことでございますが、米軍との関係もございまして、お答えは差し控えていた

○大田昌秀君 今回の基本計画の変更において、この補給対象をこれまでの米英以外のフランス、

ドイツ、スペインなどの艦船にも広げるといふことが報じられておりますが、これは事実でございますか。

○政府参考人(守屋武昌君) これまで協力支援活動を実施中のアメリカ、イギリスのほか、豪州から正式な要請があったところでございますが、豪州については、同国の艦船はテロ根絶のための国際的な活動に参加するために派遣されまして、対イラク制裁履行のために活動に従事しているということから、豪州軍艦船の活動がテロ対策特措法の定める目的に合致しているかを慎重かつ総合的に検討した結果、今年の三月、我が国として支援を行う旨を回答した経緯がございます。

それから、これまでの米英を含む関係国との間において必要に応じてテロ対策特措法の下での我が国の対応に関する意見交換を行つてゐるところでございますが、その意見交換の詳細については、相手国の関係もあり、お答えを差し控えたい。今の段階で対象国を拡大するということを決定したことはございません。

○大田昌秀君 今回の基本計画の変更で派遣艦船は、輸送艦一隻、護衛艦四隻、補給艦二隻となっておりますが、先ほど来問題になつておりますイージス艦の派遣をするような場合には、防衛庁長官、国会にお諮りになるおつもりですか、それとも諮らなくてもやれるというふうにお考えですか。

○国務大臣(石破茂君) 基本的に護衛艦でございますから、もちろん国会の御協議はいろいろあるうかと思ひますが、必要であれば、それは政府が判断をするということだと理解をいたしております。

○大田昌秀君 先ほど同じような質問がございましたけれども、政府はイラク問題での日本の外交努力の一環として、サウジアラビア、イランなど六か国に高村元外相を首相特使として今月末に派遣するといふことが報じられておりますが、もう一度確認させていただき、外務大臣、この目的は何ですか。

○国務大臣(川口順子君) 政府といたしまして、イラクが核開発、大量破壊兵器その他の問題について国連の決議に従うように働き掛けを今までずっと行っていました。今回、安保理の決議の一四四一が採択されましたので、イラクとして、引き続き我が国としては、核廃棄、核を廃棄する、あるいは決議を受け入れるということを働き掛けるといことを考えております。

そして、そういうことのために、サウジ、エジプトに高村元外相、そしてイランに中山元外相、ヨルダン、シリア及びトルコに茂木副大臣を派遣を、総理特使として派遣をするということを考えておまして、日程については、今月末と考えていますけれども、今、相手国と調整中でございます。

そして目的として、先ほどイラクへの、問題に関する働き掛けと申しましたけれども、さらにそれに加えて、中東の和平問題についても各国と意見を交換をし、そしてこのイラクの問題については国際協調が重要でございますので、そういった国際協調の動きを日本としても作っていくと、そういうことが目的でございます。

○大田昌秀君 周辺諸国にいろいろと働き掛けをなさるといことは大事だと思いますが、もっと大事なことは、直接アメリカの方に自制を訴えるということも大事だと思いますが、これまで直接アメリカにそのイラク、対イラク攻撃についてどのようなお話をされたか、簡潔にお願いします。

○国務大臣(川口順子君) イラク問題の解決のために米国とは私も今まで議論の、意見の交換をやつてきておりますし、また首脳レベルでもやつていただいております。

今大事なのは、イラクが、先ほど申し上げたような核の、核廃棄、それからその他の国連の決議をきちんと遵守をしていくということでございまして、そのために国際社会が一九となつてイラクに圧力を掛ける、これが大事なことでございしております。この方向で米国と意見の交換を行っております。

○大田昌秀君 最後の質問になりますが、防衛庁にお伺いします。

SACOの関連予算は、本年十四年度当初で百六十五億円となっておりますが、去る七月二十九日、地元沖縄県との合意した政府の普天間代替施設に関する基本計画案に係る建設費は三千三百億円と発表されております。

しかし、この建設費には滑走路とか誘導路とか駐機場及び建物などの施設、環境保全措置等の費用は含まれておりませんが、この代替施設の全体の経費はどのくらいになると見積もっておられますか。

○政府参考人(生澤守君) お答えいたします。七月二十九日に開催されました第九回代替施設協議会において示しました埋立て工法における普天間飛行場代替施設の建設費約三千三百億円は、工法を検討する参考としまして、積算基準と実勢価格に基づく標準的な積算指標により算定したものであります。

積算の対象となっているのは、護岸、埋立て及び連絡橋等であり、いわゆる上物工事でありまして建物や滑走路等については含んでおりません。

全体の建設費用につきましては、施設配置の検討等を踏まえまして算出する必要がありますので現時点でお答えできる段階にはございません。

○大田昌秀君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(松村龍二君) 本件に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十七分散会

十一月二十日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、独立行政法人国際協力機構法案
- 一、独立行政法人国際交流基金法案

独立行政法人国際協力機構法案
独立行政法人国際交流基金法案

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 役員及び職員(第七条―第十二条)

第三章 業務等(第十三条―第十五条)

第四章 雑則(第十六条―第二十一条)

第五章 罰則(第二十二条―第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人国際協力機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国際協力機構とする。

(機構の目的)

第三条 独立行政法人国際協力機構(以下「機構」という。)は、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)に対する技術協力の実施並びに無償の資金供与による開発途上地域の政府に対する国の協力の実施の促進及び開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もつてこれらの地域の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする。

(事務所)

第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第五条 機構の資本金は、附則第二条第六項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で

定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 機構は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(名称の使用制限)

第六条 機構でない者は、国際協力機構という名称を用いてはならない。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 機構に、役員として、副理事長一人及び理事六人以内を置くことができる。

(副理事長及び理事の職務及び権限等)

第八条 副理事長は、理事長の定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長(副理事長が置かれていたときは、理事長及び副理事長)を補佐して機構の業務を掌理する。

3 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、副理事長とする。ただし、副理事長が置かれていない場合であつて理事が置かれていたときは理事、副理事長及び理事が置かれていないときは監事とする。

4 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)

第九条 理事長及び副理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員欠格事項の特例)

第十条 通則法第二十二條に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

- 一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて機構と取引上密接な

利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

2 機構の役員の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国際協力機構法第十条第一項」とする。

（役員及び職員）

第十一條 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（役員及び職員の地位）

第十二條 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

（業務の範囲）

第十三條 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 条約その他の国際約束に基づく技術協力の実施に必要な次の業務を行うこと。

イ 開発途上地域からの技術研修員に対し技術の研修を行い、並びにこれらの技術研修員のための研修施設及び宿泊施設を設置し、及び運営すること。

ロ 開発途上地域に対する技術協力のため人員を派遣すること。

ハ ロに掲げる業務に係る技術協力その他開発途上地域に対する技術協力のための機材を供与すること。

二 開発途上地域に設置される技術協力センターに必要な人員の派遣、機械設備の調達等その設置及び運営に必要な業務を行うこと。

ホ 開発途上地域における公共的な開発計画に関し基礎的調査を行うこと。

二 条約その他の国際約束に基づき開発途上地域の政府に対して行われる無償の資金供与による協力（資金を贈与することによって行われる協力をいい、以下この号において「無償資金協力」という。）の実施の促進に必要な次の業務を行うこと。

イ 次に掲げる無償資金協力に係る契約の締結に関し、調査、あっせん、連絡その他の必要な業務を行うこと。

(1) 条約その他の国際約束に基づく技術協力のための施設（船舶を含む。以下この号において同じ。）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調達を含む。以下この号において同じ。）を目的として行われる無償資金協力

(2) 条約その他の国際約束に基づく技術協力の密接な関連性を有する事業のための施設の整備を目的として行われる無償資金協力

(3) 条約その他の国際約束に基づく技術協力の密接な関連性を有するものとして外務大臣が指定する無償資金協力

ロ イに規定する契約の実施状況に関し、必要な調査を行うこと。

三 国民、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であつて、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の発展又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。

イ 開発途上地域の住民と一体となつて行う国民等の協力活動を志望する個人の募集、

選考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。

ロ 条約その他の国際約束に基づき、イの選考及び訓練を受けた者を開発途上地域に派遣すること。

ハ 開発途上地域に対する技術協力のため、国民等の協力活動を志望するものからの提案に係る次の事業であつて外務大臣が適当と認めるものを、当該国民等の協力活動を志望するものに委託して行うこと。

(1) 当該開発途上地域からの技術研修員に対する技術の研修

(2) 当該開発途上地域に対する技術協力のための人員の派遣

(3) 当該開発途上地域に対する技術協力のための機材の供与

二 国民等の協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。

四 移住者に対する援助及び指導等を国の内外を通じて実施するため、次の業務を行うこと。

イ 海外移住に関し、調査及び知識の普及を行うこと。

ロ 海外において、移住者の事業、職業その他移住者の生活一般について、相談に応じ、及び指導を行うこと。

ハ 海外において、移住者の定着のために必要な福祉施設の整備その他の援助を行うこと。

五 開発途上地域等における大規模な災害に対する国際緊急援助活動（国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）第二条に規定する活動をいう。）その他の緊急援助のための機材その他の物資を備蓄し、又は供与すること。

六 第一号、第三号ハ及び前号並びに次項の業務の遂行に必要な人員の養成及び確保を行うこと。

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2

機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助隊を派遣すること。

二 国際緊急援助隊の派遣に関する法律に基づき、国際緊急援助活動に必要な機材その他の物資の調達、輸送の手配等を行うこと。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用）

第十四條 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定（罰則を含む。）は、前条第一項第四号ハの規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、同法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「独立行政法人国際協力機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政法人国際協力機構の理事長」と、同法第二条第一項及び第四項、第七條第二項、第十九條第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三條中「国」とあるのは「独立行政法人国際協力機構」と、同法第十四條中「国の会計年度」とあるのは「独立行政法人国際協力機構の事業年度」と読み替へるものとする。

第十五條 機構は、通則法第二十九條第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四條第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち外務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十條第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十三條に規定する業務の財源に充てることができ。

2 外務大臣は、前項の規定による承認をしよう

とするときは、あらかじめ、外務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(緊急の必要がある場合の外務大臣の要求)

第十六条 外務大臣は、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関(国際会議その他国際協調の枠組みを含む。)の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急の必要があると認めるとき、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、第十三条に規定する業務又は機構の外国にある事務所について必要な措置をとることを求めることができる。

2 機構は、外務大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。

(連絡等)

第十七条 機構は、第十三条第一項第一号、第三号イ及びロ、第四号、第五号並びに同条第二項の業務の運営については、地方公共団体と密接に連絡するものとする。

2 地方公共団体は、機構に対し、前項に規定する業務の運営について協力するよう努めるものとする。

(協議)

第十八条 外務大臣は、次の場合には、財務大臣に協議しなければならない。

一 第十三条第一項第二号イ(3)の規定による指

定をしようとするとき。
二 第十五条第一項の規定による承認をしようとするとき。

2 外務大臣は、次の場合には、関係行政機関の長(財務大臣を除く。)に協議しなければならない。

一 第十三条第一項第一号及び第三号から第六号までに掲げる業務に關し、通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定め、又は変更しようとするとき。
二 第十三条第一項第一号及び第三号から第六号までに掲げる業務に關し、通則法第三十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

3 外務大臣は、第十三条第一項第三号ハの業務に關し、機構が国民等の協力活動を志望するものに委託して行う事業として適当なものを認める場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(主務大臣等)

第十九条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ外務大臣、外務省及び外務省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)
第二十條 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の規定は、機構の役員及び職員には適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)
第二十一条 機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百八十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第二十二条 第十一条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十三条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

たとき。
二 第十五条第一項の規定により外務大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

第二十四条 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第七条まで及び第十条から第十六条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

(国際協力事業団の解散等)

第二条 国際協力事業団(以下「事業団」という。)は、機構の成立の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において機構が承継する。

2 機構の成立の際現に事業団が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、機構の成立の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、事業団の解散の日の前日に終わるものとする。

5 事業団の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6 第一項の規定により機構が事業団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

7 前項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

9 第一項の規定により事業団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(業務の特例)

第三条 機構は、第十三条に規定する業務のほか、次に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)を行うことができる。

一 附則第五条の規定による廃止前の国際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)以下この項並びに次条及び附則第六条において「旧法」という。第二十一条第一項第三号イ又はロの規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

二 当分の間、旧法第二十一条第一項第三号イ又はロに規定する資金で事業団がその貸付けの決定をしたものに係る貸付けを行うこと。

三 当分の間、旧法第二十一条第一項第三号イ又はロの規定による貸付け又は出資の対象となつた事業及び前号の規定による貸付けの対象となつた事業に必要な調査及び技術の指導を行うこと。

四 旧法第二十一条第一項第四号ホの規定により行われた土地の譲渡に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

五 当分の間、旧法第二十一条第一項第四号ホの規定により取得された土地の管理及び譲渡を行うこと。

六 旧法第二十一条第一項第四号ヘ又はトの規定により貸し付けられた資金に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

七 平成十八年三月三十一日までの間、移住者又はその団体が海外において農業、漁業、工業その他の事業を行うものに対する当該事業に必要な資金の貸付け並びに海外において農業、漁業、工業その他の事業であつて移住者

の定着及び安定に寄与すると認められるものを行う者（移住者及びその団体を除く。）に對する当該事業に必要な資金の貸付けを行うこと。

2 前項の規定により機構が同項第一号から第三号までに規定する業務を行う場合には、これらの業務のうち農林業の開発に係るものに関する事項については、第十九条中「外務大臣」とあるのは「外務大臣及び農林水産大臣」と、「外務省令」とあるのは「外務省令・農林水産省令」とし、これらの業務のうち鉱工業の開発に係るものに関する事項については、同条中「外務大臣」とあるのは「外務大臣及び経済産業大臣」と、「外務省令」とあるのは「外務省令・経済産業省令」とする。

3 第一項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には、第二十三条第一号中「第十三条」とあるのは、「第十三条及び附則第三条第一項」とする。

（資本金の減少）

第四条 機構は、次に掲げる債権又は資金の回収により取得した資産の総額から、政令に定める金額を差し引いた額を、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

一 前条第一項第一号、第四号及び第六号に規定する債権

二 前条第一項第二号及び第七号の規定により行われる貸付けに係る債権

三 前条第一項第五号の規定により行われる土地の譲渡に係る債権

四 旧法第二十一条第一項第三号ロの規定により出資された資金

2 機構は、前項の規定により国庫納付金を納付したときは、その納付額により資本金を減少するものとする。

（国際協力事業団法の廃止）

第五条 国際協力事業団法は、廃止する。

（国際協力事業団法の廃止に伴う経過措置）

第六条 前条の規定の施行前に旧法（第十条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

く。の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第七条 附則第五条の規定の施行前にした行為及び附則第二条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（名称の使用制限に関する経過措置）

第八条 この法律の施行の際現に国際協力機構という名称を使用している者については、第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（政令への委任）

第九条 附則第二条から第四条まで及び前三条に定めるもののほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

第十条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十一年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、国際協力事業団」を削る。

（環境事業団法の一部改正）

第十一条 環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第十号中「国際協力事業団」を「独立行政法人国際協力機構」に改める。

（国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部改正）

第十二条 国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「国際協力事業団」を「独立行政法人国際協力機構」に改め、同条第一項中「国際協力事業団」を「独立行政法人国際協力機構」に、「若しくは独立行政法人の職員又は同事業団の職員」を「又は独立行政法人の職員」に改める。

第七条（見出しを含む。）中「国際協力事業団」を「独立行政法人国際協力機構」に改める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第十三条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 国際協力事業団の項を削る。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第十四条 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第八十七条中「国際協力事業団」を「独立行政法人国際協力機構」に、「海外協力活動を志望する青年」を「国民等の協力活動（独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第

号）第十三条第一項第三号に規定する活動をいう。）を志望する個人」に改める。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十五条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十四年法律第

号）の一部を次のように改正する。

別表 国際協力事業団の項を削る。

（独立行政法人緑資源機構法の一部改正）

第十六条 独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第

号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第二号中「国際協力事業団」を「独立行政法人国際協力機構」に改める。

独立行政法人国際交流基金法案

独立行政法人国際交流基金法

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 役員及び職員（第七条―第十一条）

第三章 業務等（第十二条―第十六条）

第四章 雑則（第十七条―第二十一条）

第五章 罰則（第二十二条―第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）
第一条 この法律は、独立行政法人国際交流基金の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国際交流基金とする。

（基金の目的）

第三条 独立行政法人国際交流基金（以下「基金」という。）は、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。

（事務所）

第四条 基金は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条 基金の資本金は、附則第三条第六項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に追加して出資することができる。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地又は建物その他の土地の定着物（第五項において「土地等」という。）を出資の目的として、基金に追加して出資することができる。

4 基金は、前二項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

5 第三項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準と

して評価委員の評価した価額とする。

6 前項に規定する評価委員その他同項の評価に
関し必要な事項は、政令で定める。

(名称の使用制限)

第六条 基金でない者は、国際交流基金という名
称を用いてはならない。

第二章 役員及び職員

(役員)

第七条 基金に、役員として、その長である理事
長及び監事二人を置く。

2 基金に、役員として、理事三人以内を置くこ
とができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、
理事長を補佐して基金の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員
は、理事とする。ただし、理事が置かれていな
いときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九
条第二項の規定により理事長の職務を代理し又
はその職務を行う監事は、その間、監事の職務
を行ってはならない。

(役員任期)

第九条 理事長及び理事の任期は四年とし、監事
の任期は二年とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十条 基金の役員及び職員は、職務上知ること
のできた秘密を漏らしてはならない。その職を
退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十一条 基金の役員及び職員は、刑法（明治四
十年法律第四十五号）その他の罰則の適用につ
いては、法令により公務に従事する職員とみな
す。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十二条 基金は、第三条の目的を達成するため、
次の業務を行う。
一 国際文化交流の目的をもって行う人物の派

遣及び招へい

二 海外における日本研究に対する援助及び
あつせん並びに日本語の普及

三 国際文化交流を目的とする催しの実施、援
助及びあつせん並びにこれへの参加

四 日本文化を海外に紹介するための資料その
他国際文化交流に必要な資料の作成、収集、
交換及び頒布

五 国際文化交流を目的とする施設の整備に対
する援助並びに国際文化交流のために用いら
れる物品の購入に関する援助及びこれらの物
品の贈与（基金が寄附を受けた物品の贈与に
限る。）

六 国際文化交流を行うために必要な調査及び
研究

七 前各号の業務に附帯する業務
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する
法律の準用)

第十三条 補助金等に係る予算の執行の適正化に
関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の
規定（罰則を含む）は、前条第二号、第三号
及び第五号の規定により基金が交付する助成金
（政府以外の者からの寄附金のみを財源とする
ものを除く。）について準用する。この場合に
おいて、同法（第二条第七項を除く。）中「各
省各庁」とあるのは「独立行政法人国際交流基
金」と、「各省各庁の長」とあるのは「独立行政
法人国際交流基金の理事長」と、同法第二条
第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第
一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三
条中「国」とあるのは「独立行政法人国際交流基
金」と、同法第十四条中「国の会計年度」とあ
るのは「独立行政法人国際交流基金の事業年度」
と読み替えるものとする。

(積立金の処分)

第十四条 基金は、通則法第二十九条第二項第一
号に規定する中期目標の期間（以下この項にお
いて「中期目標の期間」という。）の最後の事
業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二

項の規定による整理を行った後、同条第一項の
規定による積立金があるときは、その額に相当
する金額のうち外務大臣の承認を受けた金額
を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間
に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中
期計画（同項後段の規定による変更の認可を受
けたときは、その変更後のもの）の定めるところ
により、当該次の中期目標の期間における第
十二条に規定する業務の財源に充てることがで
きる。

2 外務大臣は、前項の規定による承認をしよう
とするときは、あらかじめ、外務省の独立行政
法人評価委員会の意見を聴かなければならな
い。

3 基金は、第一項に規定する積立金の額に相当
する金額から同項の規定による承認を受けた金
額を控除してなお残余があるときは、その残余
の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の
手続その他積立金の処分に必要事項は、
政令で定める。

(運用資金)

第十五条 基金は、業務の運営に必要な財源をそ
の運用によって得るために運用資金を設け、附
則第三条第六項後段の規定により外務大臣が示
した金額及び第五条第二項の規定により政府が
出資した金額並びに運用資金に充てたことを条
件として政府以外の者から出えんされた金額の
合計額に相当する金額をもってこれに充てるも
のとする。

2 前項の運用資金（以下「運用資金」という。）
は、政令で定める場合を除くほか、取り崩して
はならない。

(運用資金の運用)

第十六条 通則法第四十七条及び第六十七条（第
四号に係る部分に限る。）の規定は、運用資金
の運用について準用する。この場合において、
通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とある
のは、「金銭信託で元本補てんの契約があるも

の」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、基金は、支払が外
国通貨で行われる事業の実施に必要な経費の財
源を得ようとするときは、外貨建債券（外国通
貨で表示される債券をいう。次項及び第十八条
第二号において同じ。）の取得により運用資金
を運用することができる。

3 前項の場合において、外貨建債券の種類、外
貨建債券の取得により運用することができる運
用資金の限度額その他外貨建債券に関する事項
については、外務大臣の定めるところによるも
のとする。

第四章 雑則

(緊急の必要がある場合の外務大臣の要求)

第十七条 外務大臣は、国際情勢の急激な変化に
より又は外国政府若しくは国際機関（国際会議
その他国際協調の枠組みを含む。）の要請等を
受けて、外交政策の遂行上緊急の必要があると
認めるときは、基金に対し、第十二条に規定す
る業務又は基金の外国にある事務所について必
要な措置をとることを求めることができる。

2 基金は、外務大臣から前項の規定による求め
があつたときは、正当な理由がない限り、その
求めに応じなければならない。

(財務大臣との協議)

第十八条 外務大臣は、次の場合には、財務大臣
に協議しなければならない。
一 第十四条第一項の規定による承認をしよう
とするとき。
二 第十六条第三項の規定により外貨建債券に
関する事項を定めようとするとき。

(主務大臣等)

第十九条 基金に係る通則法における主務大臣、
主務省及び主務省令は、それぞれ外務大臣、外
務省及び外務省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十条 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律
第百十七号）の規定は、基金の役員及び職員に
は適用しない。

(国家公務員共済組合法の適用に関する特例)
第二十一条 基金の役員及び職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の規定の適用については、同法第二条第一項第一号に規定する職員には該当しないものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第二十二條 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十三條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十四条第一項の規定により外務大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

三 第十五条第二項の規定に違反して運用資金を取り崩したとき。

四 第十六条第一項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して運用資金を運用したとき。

五 第十六条第三項の規定により外務大臣が定めた事項に違反して運用資金を運用したとき。

第二十四條 第六条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六条及び第二十四条並びに附則第五条から第七条まで及び第九条から第十一条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。(持分の払戻し)

第二条 国際交流基金は、国際交流基金法(昭和四十七年法律第四十八号)第五条第一項の規定にかかわらず、国際交流基金の解散の日の前日

までに、国際交流基金に出資した政府以外の者に対し、当該持分に係る出資額に相当する金額により持分の払戻しをするものとする。この場合において、国際交流基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。
(国際交流基金の解散等)

第三条 国際交流基金(以下この条において「旧基金」という。)は、基金の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時において基金が承継する。

2 基金の成立の際現に旧基金が有する権利のうち、基金がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、基金の成立の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に關し必要な事項は、政令で定める。

4 旧基金の平成十五年四月一日に始まる事業年度は、旧基金の解散の日の前日に終わるものとする。

5 旧基金の平成十五年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

6 第一項の規定により基金が旧基金の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、基金が承継する資産の価額(政府以外の者から旧基金に出えんされた金額のうち外務大臣が財務大臣と協議して定める金額及び基金の最初の中期目標の期間における業務の財源に充てる金額として外務大臣が財務大臣と協議して定める金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から基金に出資されたものとする。この場合において、外務大臣は、財務大臣と協議の上、当該出資のうち、第十五条に規定する運用資金に充てるべきものの金額を示すものとする。

7 前項の資産の価額は、基金の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

8 前項の評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

9 旧基金の解散については、国際交流基金法第三十九条第一項の規定による残余財産の分配は、行わない。

10 第一項の規定により旧基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(国有財産の無償使用)

第四条 外務大臣は、基金の成立の日の前日において現に外務省設置法(平成十一年法律第九十四号)第四条第一号二及び第十六号に掲げる事務の用に供されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、基金の用に供するため、基金に無償で使用させることができる。

(国際交流基金法の廃止)
第五条 国際交流基金法は、廃止する。

(国際交流基金法の廃止に伴う経過措置)
第六条 前条の規定の施行前に国際交流基金法(第十二条を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、通則法又はこの法律の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第七条 附則第五条の規定の施行前にした行為及び附則第三条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第八条 附則第二条から第四条まで及び前二条に定めるもののほか、基金の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正)
第九条 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一国際交流基金の項を削る。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)
第十条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第八十八条中「国際交流基金」を「独立行政法人国際交流基金」に改める。

(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正)
第十一条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

別表国際交流基金の項を削る。

平成十四年十一月二十八日印刷

平成十四年十一月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F